

都市計画コンサルタント協会 協会ビジョン 2023

2023年4月



一般社団法人都市計画コンサルタント協会

都市計画コンサルタント協会 協会ビジョン 2023

はじめに 新しい協会ビジョンの策定に際しての基本認識

第Ⅰ部 これからの都市計画

- 1-1 日本社会と都市の変化1-1
- 1-2 「都市計画」の基本認識1-4
- 1-3 都市計画の理念・目標・役割1-6
- 1-4 今後の都市計画において議論すべき論点の提起1-12

第Ⅱ部 これからの都市計画コンサルタント

- 2-1 都市計画コンサルタントとは2-1
- 2-2 都市計画コンサルタントが対応する業務内容とその変化2-3
- 2-3 都市計画コンサルタントの経営環境とその課題2-10
- 2-4 これからの都市計画コンサルタント像2-12

第Ⅲ部 これからの都市計画コンサルタント協会

- 3-1 都市計画コンサルタント協会の役割と今後の運営のあり方3-1
- 3-2 都市計画コンサルタント協会が今後重視する活動3-3

はじめに 新しい協会ビジョンの策定に際しての基本認識

2013年4月、当協会が「新たな時代の都市づくりに向けて―新生都市計画コンサルタント協会のビジョン」を策定してから10年が経過した。この間、社会は従来にも増して急速に変化している。

我が国における人口の減少や高齢化は、土地、建物、インフラなどの都市空間のストックのあり方に顕著に影響し、都市はつくるものではなく使うものであるという認識が定着している。これに伴い、都市をあつかう専門家は、空間のみならず人々の活動をもマネジメントする重要性に直面している。

また、情報処理・通信技術とそれに係わるシステムの進化のスピードは目覚ましく、AIやIoT等の高度化と浸透を通じて、私たちの日常生活にまで大きな変容をもたらしている。すなわち産業、文化、教育、福祉、医療、健康などあらゆる面で従来では想像できなかった技術やサービスの利用が可能となり、生活そのものに質的な変化をもたらしている。その過程で、メーカーや通信事業者、ソフトやシステムのサプライヤーなど多種多様な企業が都市に関わる新たなサービスの提供に参入し、都市のあり方そのものの提案にも参画するようになっている。

そして、地球温暖化やそれにつながると考えられている気候変動が従来の想定を超えた規模、頻度で災害をもたらし、備えるべき都市の新しいあり方も問われている。さらに、新型コロナウイルス感染症への対応をきっかけとして、私たちの暮らし方、働き方、そのものにも多様な選択肢が見いだされはじめています。

このような時代にあって、都市をつくる時代に大きく成長し、社会を支える技術の一部を担いながらその専門性を確立してきた都市計画コンサルタントは、どのように社会に貢献し、その存在価値を示すことができるのか。またその企業集団としての協会には、どのような存在意義を見出すことができるか。虚心坦懐に自らを見つめなおし、新しい時代の都市を支える専門家集団としてのあり様を見出さなくてはならない。

2023年は当協会が発足して50年の節目にあたる。本ビジョンは、この50年間に培ってきた先人の知恵、見識、技術、ノウハウを振り返りながら、2013年に策定したビジョンの基本精神を踏まえて、今後の都市計画コンサルタントと協会のあり方を展望するものである。

第 I 部 これからの都市計画

1-1_日本社会と都市の変化

(1)日本社会の変化

■右肩上がりの成長を前提としない社会への移行

- ・戦後の日本社会は、戦後復興・高度経済成長期を経て、バブル崩壊と共に新たな時代へと突入した。成長期から低成長・成熟期への移行である。
- ・1990年代初頭のバブル崩壊以降、民間企業においては、グローバル社会の中での生き残りをかけて、収益構造の転換や事業再編を進めることを余儀なくされた。2000年代の規制緩和、構造改革の推進により経済の成長を取り戻すかに見えたが、2008年のリーマンショック、2020年からの新型コロナウイルス感染症の拡大といった経済社会に大きな影響を与える出来事を経験するなか、日本経済は、長期的に「失われた30年」と呼ばれる一貫して低迷した状態が継続している。
- ・加えて、日本社会の構造そのものを変え、将来を決定づけてつある重大な要素として、2008年に始まった総人口の減少と世界でも例を見ない少子高齢化の進行がある。これを背景として国及び地方公共団体の財政は、大都市か地方かを問わず逼迫の度を増しており、国民に先行きの見えない不安をもたらす要因ともなっている。

■自然環境の変化や地球環境問題の深刻化

- ・近年では、従来は見られなかった異常気象が多発することにより、水害をはじめとする災害が頻繁に発生して国民の生命と財産を脅かしており、国土強靱化の必要性が高まっている。
- ・また、わずか20年ほどの間に都市に壊滅的な被害を与える地震災害を幾度も経験するなど、抗えない自然と共生することの難しさを改めて感じさせることともなった。
- ・さらに、地球環境問題も深刻さを増しており、社会全体で持続可能な環境形成へと努力することが求められている。

■情報通信技術や人工知能の急速な進歩によるライフスタイルやビジネスモデルの変化

- ・近年の情報通信技術や人工知能の急速な進歩は、私たちの日常生活のあり方や働き方、企業におけるビジネスモデルの変化に大きな影響をもたらしている。こうした変化は、社会における価値観や個人の意識にも大きな影響を及ぼしている。

■ボーダーレスな国際社会における日本社会への影響

- ・2014年に初めて3000万人を超えた訪日外国人来訪者数は、その4年後に5000万人を突破するなど、急速な増加傾向を見せた。2020年以降、新型コロナウイルス感染症の影響に

より、途絶えたものの今後もまた増加する基調にあるものと予測されている。それに伴い、地方を含めた全国各地の都市にとって、インバウンドによる観光は地域経済を支える大きな存在となりつつある。

- ・また、外国人労働者も年々増加し、生産年齢人口が減少する我が国においては社会を支える必要不可欠な存在となりつつある。

■社会を構成する世帯の変容とコミュニティの変容

- ・日本の総世帯に占める単身世帯の割合は増え続けており、かつて標準世帯と呼ばれた「夫婦と子」の世帯は、もはや標準とは言えない状況となっている。地域に根差したコミュニティの関係が希薄化する一方で、Web 上に構築されるコミュニティも増加と多様化が進み、コミュニティ自体の多様化が進行している。こうした中で、社会的な孤立の問題なども多く見られるようになっており、時代にあった新たなコミュニティのあり方が求められるようになってきている。

■都市や地域社会、個人の生き方を見直す機運の高まり

- ・かつての「成長社会」においては、経済的・物質的な豊かさを追求することが社会的にも是とされてきた。しかし、バブル崩壊以降の「成熟社会」においては、社会全体としては「持続的な発展」や「人や自然環境の重視」、「個性・多様性」等が、また個人にとっては「精神的なゆとりや心の豊かさ」や「地域・家族との親密なつながり」等が重視されるようになってきた。
- ・かかる意識や価値観の変化は、東日本大震災や原発事故、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に急速に表面化し、二地域居住を含む郊外や地方への移住、リモートワーク、シェアリングエコノミーの広がり等、人々の生き方・ライフスタイル・ワークスタイルの変化をもたらしつつある。
- ・長年にわたって膨張してきた都市のあり様とそこでの諸活動は、地球温暖化や生物の多様性の危機等の地球環境問題の深刻化と無縁ではなく、自身の生き方とその舞台である地域社会を見つめなおす必要があるという意味において、国民の全てに関わる問題であるともいえるべき状況を迎えている。

(2)都市の変化

■社会・経済的变化による影響

- ・社会・経済の変化は都市の機能、空間及びそこでの生活や活動にも多大な影響を及ぼし、都市の様相も大きく変容させる。
- ・まず、経済の低迷と人口構造の変化は、多くの都市の活力を停滞ないし低下させている。特に地方中小都市の疲弊は顕著であり、公共施設の適切な維持管理・更新や行政サービス水準の維持などの都市運営を困難にさせている。また、人口減少・少子高齢化を背景として、既成市街地から居住や都市機能が抜けていき、空き地・空き家化する現象が顕在化している。
- ・こうした現象は、「都市化の時代」に蓄積された社会資本がいまやオーバーストック化しつつあることも意味している。一定の区域内における空地・空き家等の大量発生は、都市の活気を失わせるとともに、管理が放棄された空間となって、景観や居住環境等の悪化、災害危険性の増大など、近隣や周辺を含めた都市環境の悪化を招き、地域社会やコミュニティの維持を困難にさせることも懸念されている。同時に、都市よりも小さなエリアを単位として、個性を発揮することでその価値を高め、競争を生き残れる持続的な地域経営を行うことが求められるようになっている。
- ・また、成長期に整備された社会インフラは建設後 50 年以上が経過し、深刻な老朽化と維持・更新に係るコスト負担が課題となっている。

■情報通信技術の進展による影響

- ・一方、ICT（情報通信技術）やIoT・AIなどの先進技術の急速な発展は、既存の社会・経済へ大きな変化を引き起こしつつある。例えばテレワークの浸透は、外出機会や移動回数を減少させ、オフィス環境や立地に変化をもたらすとともに、鉄道などの交通インフラの経営にも影響を与える可能性が指摘されている。また、遠隔医療の導入は、医療過疎地域での生活環境の向上につながっている。個人にとっては居住地選択の自由度が高まり、都市の構造、あり方、人々の意識や価値観にも大きな変化をもたらしている。

■逼迫する巨大地震への対応、激甚化する気象災害、世界的な感染症の流行

- ・従来から指摘されてきた巨大地震のリスクはより一層逼迫し、加えて河川の氾濫や土砂崩れなどの水害も、頻発・激甚化することにより、災害に強い都市構造の形成や減災の取組みについても、重要性が増している。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行のように、感染症の流行が世界的なスケールで同時期に発生し、社会経済活動に甚大な影響を及ぼす状況も発生しうるようになっている。

■都市や地域社会、個人の意識・価値観の変化による影響

- ・上記のような変化は既に起き始めていたが、新型コロナウイルス感染症の流行によって加速し、人々の行動や生活様式を多様化させるとともに、それに合わせた生活圏のあり方についても検討すべき状況となってきている。

1-2_「都市計画」の基本認識

- ・都市を「空間」と「活動」が一体となったもの（都市＝空間＋活動）と捉えると、「都市計画」はこれらを一体的に扱う必要がある。
- ・「都市計画」は、魅力的な都市空間の中での質の高い生活やさまざまな活動が活発に展開されている都市の状態（＝将来ビジョン）を明らかにし、その実現を目指して「空間」と「活動」を構想・計画する役割を果たしてきており、近年では、これを継続的にマネジメントすることにもその役割を拡大してきた。
- ・こうした役割を担う過程で、「都市計画」はその特有の技術も培ってきた。都市に関わる社会課題に対応すべく、「都市計画」が培ってきた技術の中には、社会のさまざまな課題への対応にも応用できるものもあると考えられる。

(1)都市計画が果たしてきた役割

■課題や解決策の方向性を明らかにする

- ・「公共の福祉」を目的として、目先の変化に翻弄されずに中長期的な時間スケールで将来の趨勢を予測し、問題点を分析し、多様な時間的・空間的視点を持ち、虫の目から鳥の目までを備える空間的スケールの中を行き来しながら、都市の課題や解決策の方向性を明らかにする。

■将来ビジョンをつくる

- ・個々人の思いを都市に関わる多くの人々が共有できる思いへと総合化し、地域の特性に応じて目指すべき持続可能な都市の将来ビジョン（どのような空間で、どのような活動が展開されているか）として提示する。

■将来ビジョンの実現への道筋をつくる

- ・変化し続ける社会や都市の進展に柔軟に対応しながら、将来ビジョンの実現に向けてどのような方針で、どのような方策によって継続的に取り組んでいくかという道筋をつけ、政策や施策、事業の形で実現のための方策や仕組みをつくる。

■将来ビジョンの実現を支える

- ・将来ビジョンを目指して、「空間」の整備や誘導と質の向上に向けたマネジメントを行い、併せて人々の行動変容を促す仕組みをつくるなど、「活動」をマネジメントする。

(2)都市計画が培ってきた技術

■都市の現状や実態など、複雑なものを把握し分析する技術

- ・都市という、多面性があり複雑なものの実態を、目的にあわせて適切に把握し、複雑に絡み合う「空間」や「活動」に関わるさまざまな要素を整理しながら分析する技術。

■人々の多様な思いを総合化する技術

- ・都市には立場、属性、価値観などがさまざまに異なる多種多様な人が関わり、また都市に求めるものも異なるなかで、人々の多様な思いを受け止め、調整し、総合化する技術。

■変化に継続的に対応していく技術

- ・常に変化し続ける社会にあって、都市の実態や課題も変化し、また「都市計画」に関連する技術も日々進化を続けていることから、時間の流れによる蓄積を踏まえつつ、変化に柔軟に対応していく技術。

■将来像をイメージできる表現として描く技術

- ・総合化した将来像を、人々が共感できるイメージしやすい形で共有するため、論理的に体系化してわかりやすい言葉で表現したり、空間の状態を絵などのビジュアルな表現に置き換える技術。

■整備計画の策定や規制・誘導の方法を具体化する技術

- ・将来像を実現するため、市街地整備のプロセスや手続きを組み立てたり、開発・建築行為をコントロールする規制・誘導の方針策定や制度設計などを行う技術。

1-3_都市計画の理念・目標・役割

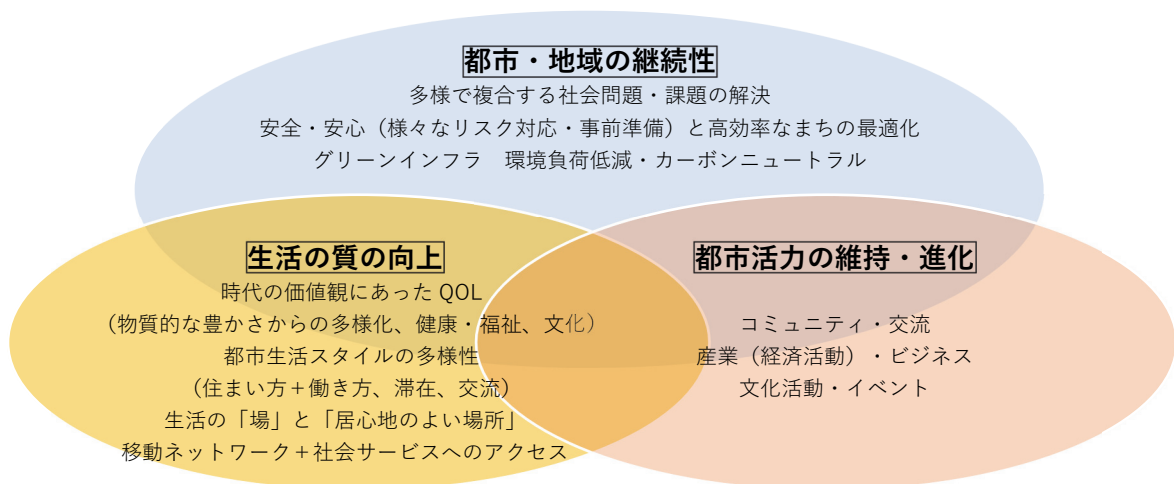
(1)都市計画の理念と目標

理念

私たちが生きる都市を『持続可能』なものとする

- 時間軸** : 自然環境や歴史文化的遺産を継承し、ひとと街も世代更新が進み
現世代も次世代も豊かさが享受できる
- 多様性と幸福感** : 誰一人取り残すことなく、多世代・多文化のひと・力を活かし、幸福
感を感じられる
(ダイバーシティ&インクルージョン、ウェルビーイング¹)
- 社会変革**: 技術革新・パラダイム変革等を通じて、ひとを中心として都市づくり・
まちづくりも進化し続ける

◆都市計画が目指すこと ~持続可能な社会のために~



¹ ウェルビーイング (well-being) : 個人の権利や自己実現が保証され、心身が健康で、社会的にも満たされた良好な状態。一人ひとりが幸せを実感できる豊かさ。

(2) これからの都市計画に期待される役割や技術と展望

■ これからの都市計画にも必要な、礎となる考え方と根幹となる役割・技術

“礎”となっている姿勢・価値観

目先の変化に翻弄されない「時間軸・中長期の視点」

「公共の福祉」を目的とした法制度運用や活動

“幹”となる役割・都市計画技術

都市において空間のみならず、活動をも含めて分析、計画、デザイン、マネジメントする役割と技術

- (都市分析) 社会の多様で複雑な構造的課題を解き明かす、将来の趨勢を予測する
- (マスタープラン) 社会共通の理念・ビジョン・戦略を共有する
- (計画・デザイン) 都市・地域にフィジカルな社会空間をデザインする
- (マネジメント) 質の高い空間を活用し、活動を展開するしくみをつくる
ビジョン・戦略を更新して進化させていく

期待される役割

新たな社会のニーズに対応して、多様な分野の専門家との連携、多様な主体（行政、住民、企業、市民組織等）の参画をコーディネートする役割が期待される

特に都市空間を創造、リノベーションする領域では、ビジョンを描いて空間計画として具体化してきた、これまでに培ってきた技術と強みを活かしてリーダーシップを発揮することが必要（例：地区レベルの都市計画における、建築・土木・ランドスケープ分野と協働した都市デザイン）

■ 新しい時代・社会に求められる都市計画の「拡がり」と「動き」

都市計画が扱うテーマの拡がり

- ・都市・地域の空間をデザインし、活動をマネジメントする「都市計画」が扱うテーマは、従来の都市空間の分析とプランニングから、持続可能な社会を目指す幅広い分野の取組との連携とその仕組みづくり、活動支援やそのプロデュースまで広がりを見せている。

（図：都市計画の広がりー根幹から枝葉まで）

- ・都市計画をボーダーレスにとらえて、他分野とのアライアンス（連携）による実現を目指す視座を持つことが重要である。

▷**多分野連携・多主体連携のコアとなる都市分析と将来ビジョン・戦略の立案**

- ・多様な担い手による活動が展開し変化するなかで、都市空間の動態の分析、将来像の見直し、その実現に必要な手立てを組み立てる戦略の立案
- ・市民生活や経済活動が展開されている既成市街地では、空間像と整備事業、規制・誘導など、従来のフィジカル・プランニングから、「ひと」「生活の質（ＱＯＬ）」を基本として産業、医療・福祉、教育分野など多分野も連動するソーシャル・プランへ
- ・都市全体の公共施設マネジメントや官民連携、コミュニティマネジメントなど、多分野の横断的なプロジェクト（施策・事業）や多様な担い手（人材・組織）の育成をコーディネート

▷**時代によって、また、地域ごとに異なる具体的な課題に対応したまちづくり**

- ・新たなニーズに対応した既存制度（地区計画、都市施設整備、再開発等）の使いこなし
- ・3D都市モデルなどICT（情報通信技術）を活用した多様な都市構造・都市形態の構想
- ・交通、環境・エネルギー、住まい、防災、防犯、復興、再生、など地域課題を解決するまちづくり
- ・歴史文化、農林地や水辺、公共空間など地域資源を活かしたまちづくり

▷**広く社会から求められる要請に対応したまちづくり**

- ・かつての身近な地域の生活空間の向上を目指したまちづくりから、脱炭素、健康・医療・福祉、グリーンインフラなど社会的な課題に対応した多分野のまちづくりとの連携へ
- ・エリアマネジメント、コミュニティデザイン、リノベーション、地方創生、スマートシティなどでの、他分野の専門家や地域に密着した専門家等との連携

「脱固定的な都市計画」への動き ～加速する変化への能動的対応～

▷空間と活動のモニタリングとマネジメント

- ・ビッグデータをはじめ活用可能なあらゆるデータと最先端の技術を駆使しながら俯瞰的な視点と即地的な視点の両方から空間と活動を予測、モニタリング、分析し、市街地のストックの維持・再生や、活力を維持・向上する継続的なマネジメント

(p1-10 コラム：「水族館の水槽づくりに例える」参照)

- ・人口減少の加速や災害による産業への打撃、地域経済の縮小、財政状況の悪化にも対応した将来ビジョンの見直し
- ・現状追認する「流動性」ではなく、変化に積極的に対応する「能動性」をもった都市計画へ

▷様々な動きと連動した「場」のプロデュース

- ・プレイスメイキング、タクティカルアーバニズムなど、小さな空間の活動や事業（アクション）と連動して、公共空間（public space）の計画から、民有地を含む公的空間の創出と一体的な活用・演出へ、まちの暮らしや文化を豊かにする「場（place）」のプロデュース（将来ビジョンと戦略、施策の組み立ての見直し）

〔コラム〕 「魚が元気に暮らせる水槽の環境づくりに例える」

～空間と活動をコントロールし、マネジメントする都市計画とは

- ・空間：魚の属性や活動を念頭におき、施設（住処）に関する量や質、配置を考える。
- ・活動：魚の活動や水槽内の環境を維持するようにマネジメントする。

※どちらも、即地的に（魚の気持ちになって・時には水槽の中に入って）、かつ、俯瞰的（外から見て）に、あるべき状態を検討し、その空間づくりを計画する。

※その成果は、ビジブルなもの（水槽全体の調和や魚の元気さ）として現れ、活動する者の心に働きかける（美しさやコミュニティ・文化の豊かさ、新たな活動など）。



(3) 「都市計画」の2つのアプローチ

・「都市計画」のアプローチは、以下の2つのアプローチを状況に応じて使い分けていくことが必要。

①将来ビジョンと実現のための方策を計画としてとりまとめ、成果を評価しながら実現を目指していくアプローチ

②小さなアクションを起こしつつ、将来ビジョンにつながる長期的な変化につなげていくアプローチ

1-4 今後の都市計画において議論すべき論点の提起

(1) これまでを振り返って提起する論点

■ 「計画の放棄」に陥っていないか

- ・幅広い視点や長期の視点に基づく「普遍的なあるべき姿」についての議論をあきらめ、放棄していないか？

(例)

- ・部分の小さな取り組みを積み重ね、調整しながら大きな枠組みを作っていくアプローチ
→全体の大きな枠組みをつくって個別へと展開していくマスタープラン的なアプローチは役目を終えたのか？
- ・テンポラリーで実験的な活動を積み重ねながらパーマネントな形を見極めていくアプローチ
→多様な活動が生まれるパーマネントなあるべき形をあらかじめつくることは不可能になったのか？
- ・個々の人の動きなどのビッグデータに基づいて最適なまちのあり方を考えていくアプローチ
→データを使いこなすには、人々の行動原則の本質や経験を踏まえた仮説の構築も重要となるが、仮説を立てることまで放棄することになっていないか？

■ 価値観の画一化

- ・国の政策や社会の同調圧力によって価値観の画一化が進んでいないか？

(例)

- ・都市は公共交通の拠点を中心としたコンパクトな形態でなければならない
→歴史的に都市や地域内での人々の行動パターンは多様。パーソナルモビリティの発達などもあって、都市にはさまざまな形態があってもよいのではないか？
- ・公共空間は使われなければならない
→公共空間が使われることを否定する必要はないが、本来屋内で行われるのが適切な活動を無理やり屋外でやる必要はないのではないか？
- ・スポンジ化した都市の「穴」は埋めなければならない
→「穴」のある快適な市街地空間、離散的で持続的な地域コミュニティの可能性は考えられないのか？

(2)将来を展望して提起する論点

①共有と共感（多分野連携の幹として手にしやすく理解しやすいものであること）

- ・都市計画が多分野連携の幹となるために、都市の空間と活動に関わる幅広い分野の知識の習得や情報交換が重要。
- ・都市計画は、客観的かつ専門的なバックデータに基づきつつも、専門図書として終始してはいけない。
- ・都市計画は、どこでも見られる、学べば理解できる、学べる機会がある、共通言語として共有できるものにしていくことが重要。

②都市空間の再編に落とし込むプランであること

- ・都市活動の全体の動きを俯瞰してマネジメントしつつ、都市空間の活用や改善に落とし込む空間計画であることは変わらない。
- ・総合的な空間計画であることは今後も変わらず、マネジメントの視点がより強くなっていくということ。
- ・概念的な議論にとどまらず、維持・形成すべき空間のあり方を示し、そこに必要な施策を導き出す計画であることが重要。

③都市部だけでなく国土全体をみるプランであること

- ・地方分権により、都市計画も市町村ごとの決定に委ねられている部分が多いが、流域治水、カーボンオフセットなどの例もあるように、都市計画は、流域や国土など広域的な視点から持続可能なビジョンを描き、市町村間の調整や環境・防災など関連分野の施策連携のハブとなるものであることが重要。
- ・都市部における縮退のマネジメント（立地適正化）をしていくだけでなく、国土管理（災害防止や環境保全）の観点から、過疎地域についても、荒廃防止や担い手（農山漁村住民）の生活を支える視点も持って、持続可能な地域づくりに取り組む必要がある。

④国際化（異文化共生社会）への対応

- ・人口減少が進む中、外国人労働者の受け入れはもはや避けられないことが想定される。現在の社会においても、外国人労働者が多い工業都市等において、住宅、コミュニティ等において様々な問題が起きている。都市計画分野、他分野のまちづくりにおいて、本格的な国際化（異文化共生社会）への対応が必要になるのではないか。

⑤課題への取組み経験を活かした国際社会への貢献

- ・文化的な違いという背景は考慮したうえでも、市街地の防災性の向上や減災対応、高齢社会へ対応、公共交通を中心としたまちづくりなど、課題への取組みを進めてきた知見を、他国のまちづくりに活かすことは可能ではないか。

⑥都市の持続可能性を高める分野横断的な計画技術の研鑽と実装

- ・個別の技術や分野を超えて、横断的に地区や都市の持続可能性を高める（例：エコディストリクト）考え方も、もっと実装を進めるための仕組みや制度などについて研究を深めるべきではないか。

⑦様々な立場にたった都市計画の見方

- ・暮らしのあり方や価値観がますます多様化する中では、人々の想いを総合化する中で、取り上げきれないものも出てくる。都市計画も様々な立場の人の立場に立った専門家のあり方などが問われていくのではないか。

第Ⅱ部 これからの都市計画コンサルタント

2-1 都市計画コンサルタントとは

■都市計画やまちづくりに関する業務を行う専門業

- ・「日本近現代都市計画の展開」（自治体研究社、2004年）では、都市計画コンサルタントを、「都市計画・都市計画事業、都市開発・再開発プロジェクトに関する企画・調査・計画立案・市場調査・経営分析・影響評価などのさまざまな業務を、政府・地方自治体・民間企業・土地建物所有者（組合）・住民（団体）などから委託されて行なう専門業」と定義している。
- ・都市計画コンサルタントは、都市計画を専門とする会社や個人事務所だけでなく、土木コンサルタント、建築設計事務所、測量会社、シンクタンク等における都市計画担当チームなどから構成されており、それぞれの特性や得意分野に応じた活動を展開している。

■行政、大学、住民、事業者等と連携して活動する民間組織

- ・戦後復興期の都市計画は、行政内部あるいは民間の専門家の技術者が担ってきたが、業務内容の高度化・複雑化が進んだ高度経済成長期以降は大学研究室がその役割を担うようになり、その後、研究者としての自立性を確保する観点から、1960年代に受け皿として都市計画を専門とするコンサルタントが設立されるようになった。¹
- ・こうした経緯から、都市計画コンサルタントは、行政や学識経験者と連携して活動する民間組織としての位置づけを確立することとなった。
- ・当初は行政の発意により行政と一対一の関係で実施する業務がほとんどであったが、住民参加が一般化するなかで、住民・NPO等と協働しその意向を反映または一緒に計画を策定する業務も増えている。また、地元発意型の業務、住民等からの相談業務、民間発注の業務、民間と協働して実施する業務も増えつつある。

■中立・公平な立場に立って活動する民間組織

- ・法定計画や公共事業全般を担う行政組織、専門的知見から助言・支援を行う大学や学識経験者、特定の目的・専門性を持って活動するNPO団体、自らが居住・就業する地域のまちづくりの担い手として活動する住民や事業者など多様な主体と連携を取り、中立・公平な視点をもって、時にそれぞれの主体を支援する立場に立ちながら、計画立案、空間設計、事業スキーム構築、マネジメントなど幅広い活動を展開している。

■専門技術の保有・研鑽を必要とするコンサルタント

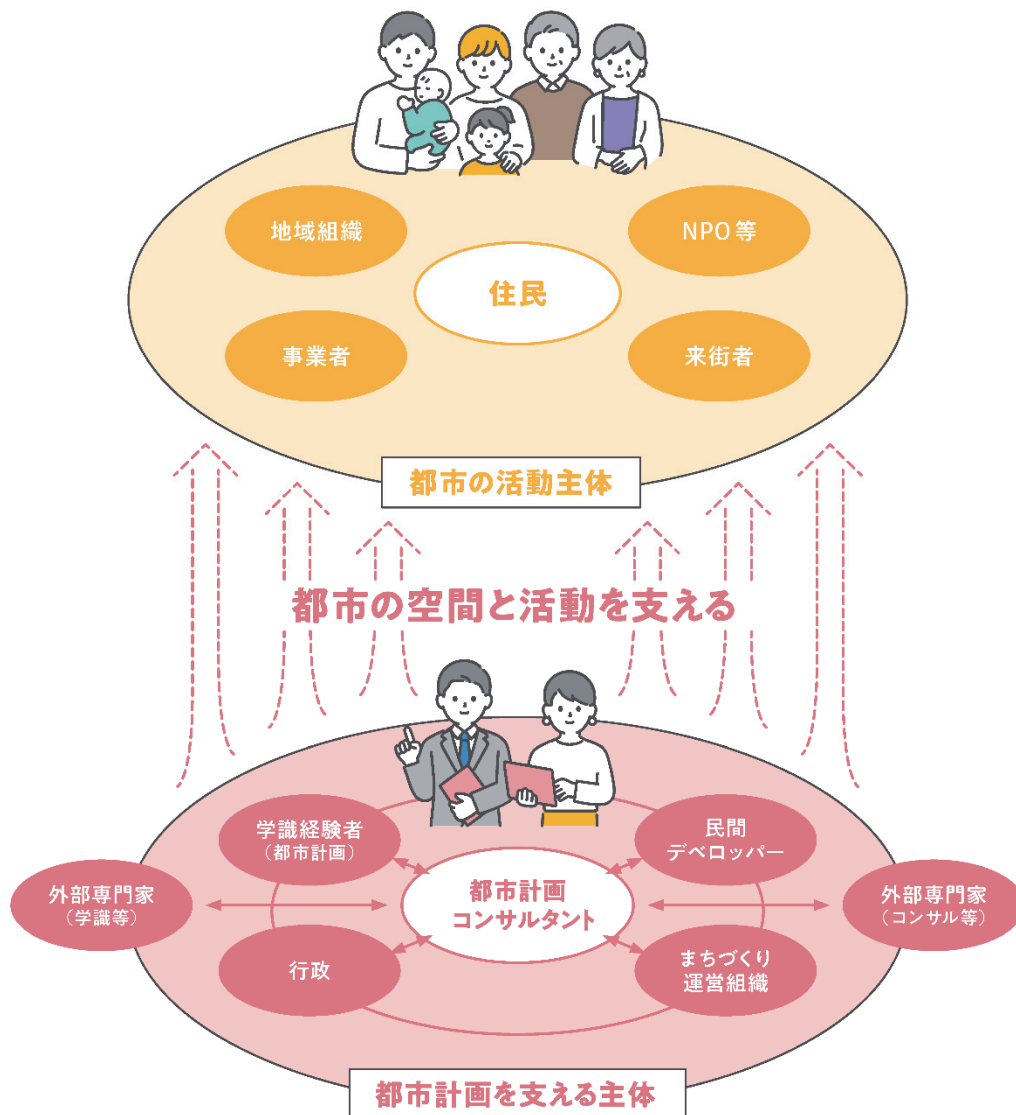
- ・社会や環境に多大な影響を及ぼす都市計画を扱う技術者であることから、高度な専門技術、豊富な実務実績、業務に関する倫理性を有することが求められる。
- ・また、多様な広がりを持つ都市計画関係業務を通じて地域及び都市づくりに貢献するため

¹ 参考文献：「都市計画の構造転換」日本都市計画学会 鹿島出版会 2021.3 P91～P93

に、所属組織のみならず学業界団体への参画を通じて、各個人が技術の継続的な研鑽、職能の確立と社会的地位の向上を図ることが求められる、

- ・一方、都市計画に係る担い手が、他分野のコンサルタント、シンクタンク、NPO 団体、住民、事業者等と幅広くなるにつれ、都市計画コンサルタントに期待される技術や知識等の幅も広くなり、その内容も変化している。

◆都市計画コンサルタントの位置づけ



2-2 都市計画コンサルタントが対応する業務内容とその変化

(1)業務内容とその変化に関する概説

■対応する業務内容の変化

- ・都市計画コンサルタントの業務内容は、都市計画の役割や領域の変化に伴い変化してきている。
- ・当初は、法定計画に関連する調査及び計画策定、さらに、市街地開発事業や都市施設等に関する調査、計画、設計が中心であった。
- ・その後、こうした業務のほかに、都市計画に関連する制度や仕組みの検討、民間や地元組織、市民等と連携した計画の事業化方策の検討、事業スキームの構築、フィージビリティ・スタディ、費用対効果の評価といった事業化に関する検討業務などにも広がりを見せている。
- ・また、広場、公園や道路空間等の公共空間における社会実験、実証実験や、市民参加型のワークショップやイベント等の企画・運営、エリアマネジメントなどの幅広いソフトな業務も多くなっている。
- ・“まちづくり”という言葉を使い始めると、その言葉に広範な解釈が可能であったこともあり、都市計画コンサルタントはより幅広い業務に対応するようになり、地域の活性化や再生（コミュニティ形成なども含む）、公共的施設の維持管理運営、防災や環境、福祉、DXなど、専門性のアップデートの速度が極めて速い分野とこれらの分野の横断的で多岐にわたった内容の輻輳化が顕著となってきている。

(2)法条例等の制定（もしくは法体系の整備）に依拠する業務とその変化

■都市計画法、建築基準法等の都市計画関連法制に基づく業務

・新都市計画法制定、都市計画制度の確立、都市計画の社会実装と専門技術者の活躍

〈1970年代、協会設立～1980年代以前〉

- ・戦後復興を終え、いよいよ高度経済成長に入る段階で、兎にも角にも造る時代から都市整備の新たなステージへと入る段階にあって、1968年（昭和43年）に都市計画法が制定・施行され、本格的、計画的に都市の健全な発展と秩序ある整備を進め始めた時代。
- ・都市計画法制定に伴い1970年代前半から全国各地で市街化区域と市街化調整区域の区域区分（いわゆる線引き）が行われ、さらに、1970年（昭和45年）の建築基準法改正によって用途地域が制度化された。
- ・これによって新たな都市計画技術としてゾーニング技術の確立が喫緊の課題となった。
- ・都市計画コンサルタント協会（以下「協会」）も、ちょうどその頃に発足し、都市計画に身を置く企業、業界技術者の地位向上、業界発展のために寄与していくこととなる。
- ・高度経済成長期の都市整備を経て、都市環境、国民生活水準の質の向上を目指したきめ細かな都市計画制度が制定され、これに合わせて社会実装するための専門技術者が活躍し始めた時代である。

- ・一方で全国各地ではニュータウンの建設が相次ぎ、住宅地開発の技術力向上に伴って道路、公園等の社会インフラの計画技術、計画技法が確立した時代であった。

表_新都市計画法制定前後の業務とその変化

	1970～1980年代
①都市計画コンサルタント事業者として対応する業務	<ul style="list-style-type: none"> 〈全国各地の線引き制度導入への対応〉 〈計画的な用途地域（ゾーニング）の指定とニュータウン建設等との整合性の確保〉
②都市計画コンサルタント技術者として対応する業務	<ul style="list-style-type: none"> 〈都市のフレーム検討等の定量的な根拠設定のための技術の確立〉 〈都市環境の改善（公害対策等を含む）、都市の質的向上と都市開発、都市再開発の推進等との複雑化多様化する社会ニーズへの対応、技術研鑽、技術力向上（保全と開発とのジレンマへの対応力強化が課題）〉

・マスタープラン法制化に伴う計画策定業務の隆盛

〈1980～1990年代〉

- ・都市計画法及び建築基準法の改正等により、新たな計画制度への対応が業務の中心となった時代。
- ・都市計画マスタープラン（法 18 条の 2、市町村の都市計画に関する基本的な方針、市町村マス）は全国的に発注が相次ぎ、多くの都市計画コンサルタントはその対応に尽力した。特に大手建設コンサルタントは、営業力を生かして受注を伸ばし、この恩恵を受けて小規模な都市計画専門のコンサルタントも成長、競争する時代となった。
- ・市町村レベルの計画策定と並行して、地区計画等の地域地区レベルの計画策定への対応にも注力した時代である。

・都市再生、まちなか再生の推進、施設整備計画業務の隆盛

〈2000年代〉

- ・2000年代に入ると、都市の成熟期を迎え、また人口減少、少子高齢化社会が現実的なものになったことで、これに伴う都市の改変、刷新などが求められるようになった。
- ・都市計画法の改正はもとより、都市再生特別措置法や国土形成計画法の制定とその改正など、都市計画関連の業務に繋がる法条例の改正、制定施行が続き、特に都市再生関連計画への対応に業務の中心がシフトしてきた。
- ・都道府県が定める都市計画区域マスタープラン（法 6 条の 2、区域マス）も、相次いで業務として発注された。
- ・いわゆる“まちなか”に止まらず、都市の郊外部、市街化調整区域のまちづくりなどへの対応も必要となり、これに関連する調査、計画にも関わるようになった。併せて、農村部のまちづくり、むらづくり、農政関連の調査や計画にも関わる都市計画コンサルタントが増えた時代である。
- ・また、これまでのマスタープラン、都市計画構想の策定から、個別の施設整備のための調査、計画業務への大きな転換期を迎えた時代でもある。
- ・高度経済成長期に建てられた建築物のリノベーション、バリアフリー（ユニバーサルデザイン）への対応等、建築物に関連する計画にも対応した時代である。

・人口減少社会のまちづくりの推進に伴う都市計画業務の出現

〈2010年代〉

- ・人口減少が加速し、特に地方都市などでは、都市のコンパクト化、縮退等が本格的に議論され、これに対応した法改正等が進み、立地適正化計画の策定や線引き制度の見直し等の業務が増加した。
- ・災害対策関連法の改正に伴う都市計画の見直しへの対応も業務として増えてきた。

■その他の法や条例に基づく都市計画周辺業務

・総量確保、スタンダード化に向けた異分野への積極的参入

〈1980～1990年代〉

- ・この時代は、都市計画に関するマスタープランのほかにも、公園緑地に関するマスタープラン（緑の基本計画）や環境に関するマスタープラン（環境基本計画）等の計画、構想の策定も続き、計画策定のノウハウを有する都市計画コンサルタントにとっては、周辺分野への展開が進んだ時代であった。
- ・都市計画コンサルタントは、環境関連では地球温暖化対策に関する計画業務や、福祉、子育て、教育、産業振興等の都市計画以外の分野の計画にも、“まちづくり”という広範なキーワードの下で積極的に対応する時代であった。

・多様化、ダイバーシティへの対応

〈2000年代〉

- ・都市計画法に関連する業務に止まらず、“まちづくり”という広範なキーワードの下、ユニバーサルデザイン、景観（歴史文化）、防災、交通、情報、分野横断的業務等の多様な分野への対応が求められる時代である。また、農村地域におけるまちづくり、むらづくりに関連する業務にも積極的に参入する時代であった。
- ・国土形成計画、広域地方計画にはじまり、景観計画、歴史維持向上計画、バリアフリー基本構想、耐震改修促進計画等にも対応してきた。
- ・農村地域にあっては、農村環境計画（田園環境整備マスタープラン）や農村振興基本計画等の以前であれば農業土木コンサルタントが中心に対応してきた業務についても、多くの市町村から発注されたこともあり、都市計画コンサルタントが関わるようになった。

・地方自治法改正による行政ビジョンの変化

〈2010年代〉

- ・2011年地方自治法改正による基本構想策定義務付けの廃止に伴う自治体長期ビジョンの変化への対応（総合計画のスタイルの変化への対応）も行われた。
- ・地方創生総合戦略、まち・ひと・しごと総合戦略、人口ビジョン策定などの業務は、これまでの総合計画策定の経験を生かして積極的に対応してきた。
- ・調査、計画策定におけるGISの導入に始まり、現在ではPLATEAU（国交省）3D都市モデルオープンデータに代表されるIoT技術をベースとした都市計画関連デジタル

ツールを活用した業務への対応が求められる時代である。このため、従来の都市計画（建築や土木系）技術者にとどまらず、IT技術者との連携など、業務の遂行にあたっては、多様な人材との連携、協働の重要性が増している。

表_法体系の整備に依拠する業務とその変化

	1980～1990年代	2000年代	2010年代（～現在）
①都市計画法、建築基準法等の都市計画関連法制に基づく業務	〈マスタープラン法制化に伴う計画策定業務の隆盛〉 市町村マスの全国発注への対応	〈都市再生、まちなか再生の推進、施設整備計画業務の隆盛〉	〈人口減少社会のまちづくりのための都市計画〉
	地区計画への対応	→施設整備系へのシフト 建築物リノベーション等、建築関連計画への対応	立地適正化等の縮退都市対応 災害対応の都市計画
②その他の法条例に基づく都市計画周辺業務	〈総量確保、スタンダード化に向けた異分野への積極的参入〉	〈多様化、ダイバーシティへの対応〉	〈地方自治法改正による行政ビジョンの変化〉
	公園緑地、環境関連計画への参画	ユニバーサル、景観、防災、交通、情報、分野横断的業務等の多様な分野への対応 →多様な分野の都市計画、まちづくりにおける内部目的化への貢献	基本構想廃止に伴う自治体長期ビジョン、総合計画のスタイルの変化 →地方創生総合戦略、人口ビジョン等 →施設マネジメント計画等

※(2)は、主に“行政発注”の業務について、定型的な業務とトレンドに応じた業務の、それぞれの内容を記載。

(3)社会動向、社会情勢等の時代の要請に対応する業務とその変化

■都市計画コンサルタント事業者として対応する業務

・災害復興等の大規模事業への組織的対応（その1）

〈1980～1990年代〉

- ・阪神・淡路大震災等の大規模災害の復興事業（組合施行等）への対応に尽力した時代である。この復興事業においては、住民参加型が重要となり、これに対応するために地方系の小規模コンサルタントが活躍するようになった。
- ・阪神・淡路大震災は、戦後初めての大規模な都市型災害であったこともあり、被災地で原位置に都市を再建するための各種業務（市街地再開発事業、土地区画整理事業等）が中心であった。
- ・商店街、住宅地を含む既成市街地の復興のため、商店主を始めとする住民参加型のまちづくりが一層求められるようになり、都市計画コンサルタントも、従来の説明や公聴会型の対応から対話型、協働型の業務への対応が重要になった。
- ・都市計画コンサルタントの中には、地域のまちづくりの事務局を担ったり、組合の事務局代行を担ったり、アドバイザーとして関与する形態など、業務の多様化が見られるようになった。
- ・住民に寄り添ったきめ細かな都市計画、まちづくり業務に対応しうるNPOなど、都市計画コンサルタント以外の主体によるまちづくり活動が活発になり、業務の多様化と併せて、競合の多様化にも直面し始めた時代である。

・民間都市開発、大規模開発の再興、PPP/PFIの台頭

〈2000年～現在〉

- ・都市再生に伴う民間事業への参画（調査、計画、設計業務）が業務として増加し、都市マネジメントや施設運営への関与も含めて包括的に関与するようになった。
- ・都市計画コンサルタントによっては、運営事業者（指定管理者等）にも参画し、従来型の業務に対応する傍ら、経営の多角化にも踏み込むようになった。
- ・小規模な都市計画コンサルタントは、技術者（経営者）高齢化等もあって、淘汰（廃業等）が進んできた。

・災害復興等の大規模事業への組織的対応（その2）

〈2010年～現在〉

- ・東日本大震災、豪雨災害等の大規模災害復興事業への対応（災害対応が不定期ではあるが、相当な頻度で発生）が頻出するようになった。
- ・近年の復興の特徴としては、集団移転に代表される元々の場所とは異なった場所での住宅、都市機能等の復興のための調査、計画が多くなり、かつてニュータウン開発や新都市開発で必要とされたコンサルタントの総合力が改めて求められるようになった。
- ・都市計画、都市整備のための業務に止まらず、新しい地域コミュニティの創出等への支援もパッケージ化された業務が増え、コンサルタント会社としての実績以上に技術者個々人の力量、人格などが問われる時代となった。

・都市ストックの再生、利活用への対応

〈2010年～現在〉

- ・様々な都市ストック、社会基盤の老朽化等を受けた再生、更新等のいわゆるアセットマネジメントやストックマネジメントに関連する業務が頻出するようになり、都市計画コンサルタントも、これへの対応が急務となった。
- ・調査、点検業務から、改修、建替（移転等を含む）に関する業務に対応するものも増えた。

■都市計画コンサルタント技術者として対応する業務

・企業技術者としての技術研鑽、住民との対話力の向上

〈1980～1990年代〉

- ・多数の同種類似業務を処理するための企業内技術者としての対応（計画立案能力、技術力の飛躍的向上）が中心となった時代である。
- ・計画策定プロセスとして、アンケート調査やヒアリング調査等の形式的ではあるが市民の意向を確認する機会は一般化し、徐々にワークショップ等の機会を通じて行政と市民が歩み寄り、パートナーとして協働で計画策定等にあたることが増えてきた時代である。これにより、都市計画コンサルタント技術者は、単なるプレゼン能力の向上に止まらず、ファシリテーション能力、コーディネート力等の住民との対話力の向上が進んだ時代である。
- ・ここでの経験を元に、専門家個人としての能力を発揮する業務にシフトし始めるようになった。

・技術者個人の能力の発揮、プロボノ的な事業対応、活躍

〈2000年～現在〉

- ・商店街、自治会、コミュニティレベルの団体、NPO等への専門家、アドバイザーとして関与する業務も相当数増え、行政発注の業務とは、その内容や質が全く異なる業務への対応も重要となった。（プロボノ、マルチワークなどの台頭へ）
- ・都市計画コンサルタント以外の様々な分野の専門家が、都市計画、まちづくり業務に参入することに繋がっていく。

■社会動向、社会情勢等の時代の要請に対応する業務とその変化

	1980～1990年代	2000年代	2010年代（～現在）
①都市計画コンサルタント事業者として対応する業務	<p>〈災害復興等の大規模事業への組織的対応1〉</p> <p>阪神・淡路大震災等の大規模災害の復興事業（組合施行等）への対応 →被災地域での“復元型”復興</p>	<p>〈民間都市開発、大規模開発の再興、PPP/PFIの台頭〉</p> <p>都市再生に伴う民間事業への参画（調査、計画、設計業務） →行政発注のアドバイザー業務 →マネジメント、運営（指定管理者等）への関与も含め包括的に関与</p>	<p>〈災害復興等の大規模事業への組織的対応2〉</p> <p>東日本大震災、豪雨災害等の大規模災害の復興事業への対応 →集団移転、別の地域での復興（新たなコミュニティ創造も含む）</p>
②都市計画コンサルタント技術者として対応する業務	<p>〈企業技術者としての技術研鑽、住民との対話力の向上〉</p> <p>多数の同種類似業務を処理するための企業内技術者としての対応（計画立案能力、技術力の飛躍的向上）</p>	<p>〈技術者個人の能力の発揮、プロボノ的な事業対応、活躍〉</p> <p>商店街、自治会、コミュニティレベルの団体、NPO等への専門家としての関与 アドバイザーとしての参画 →プロボノ、マルチワークへ</p>	

※(3)は、主に“民間等の発注”の業務について、企業・事業者として対応する（組織として請け負う）業務と、都市計画の専門家（技術者個人）として対応する業務の、それぞれの内容と変遷を記載。

(4)都市計画コンサルタント（事業者及び技術者）の立場の変化

- ・都市計画に係る担い手が行政・コンサルだけでなく土木・建築設計、民間事業者（銀行系シンクタンクなども）、NPO 団体、地元組織、住民等と幅広くなる中、都市計画コンサルタントの立場も計画分野の専門家として計画・設計、プレイスメイキング等のマネジメント、相談支援など、変化しつつある。
- ・まちづくりにおけるソフト、コンテンツ形成、運営（デジタル系）への関与（計画・企画等の立案能力、構成能力の発揮、デザイン力、対話力等）も増えている。

2-3_都市計画コンサルタントの経営環境とその課題

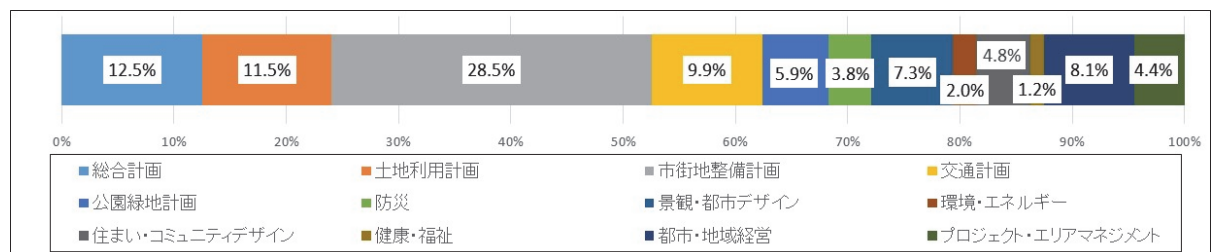
- ・組織の規模や所在地、業務内容等によって異なるが、都市計画コンサルタント業全体としては様々な問題を抱えている。
- ・都市計画コンサルタントの経営環境は、業務の発注方式に深く関係している。様々な方式がある中、それぞれのメリットとデメリットを十分に理解した上で、適切な方式の採用とその適切な運用が求められる。
- ・また、都市計画業務は調査分析から、地域住民の意見聴取、住民参加など複数年度で一貫性をもって対応すべき業務もあり、複数年度での契約が保証される仕組みの検討も必要である。

(1)企業の経営環境

■企業と技術者の動向

- ・企業の受注額・受注件数は、直近の10年間は増減を繰り返している状況にある。
- ・この期間内では企業数、技術者数とも大きな変動は無いが、企業数がやや増加傾向にあるのに対し、技術者数はやや減少傾向にある。
- ・技術者の専門分野は、認定都市プランナー制度で専門分野を2つ以上登録している人もおり、市街地整備計画、総合計画、土地利用計画の基本分野から、防災や景観、環境、健康福祉の応用分野、都市・地域マネジメントまで多様化している。

認定都市プランナー登録者 専門分野別構成比



■組織の規模・特性

- ・大半のコンサルタントは大手・中堅組織に所属している。それらの組織には多岐に渡る専門分野を担う部門があり、また全国に支社を持つ。そこでそれぞれのコンサルタントが能力を発揮することで、組織としての総合力が生まれている。
- ・一方で、体制としては小規模ながら特定の領域での強みや個性を持つ、いわゆるアトリエ的な組織もある。またその中には地域密着型で活動してきた組織も多い。大手・中堅組織よりもコンサルタント個人の活動が前面に出る傾向にあり、個人としてどのような技術・能力を備えているかが重要になる。

■近年の経営環境とその課題

- ・業務量の減少を背景として受注競争が激化したことにより、全体として経営基盤の脆弱化がみられる。

- ・特に、近年は発注者から人材の総合力、情報力、実績等が求められる中で、小規模な組織は業務獲得が難しさを増してきている。
- ・加えて、業務内容の多様化・複雑化・高度化等に伴って業務の難度が高まったにもかかわらず、それが報酬に必ずしも反映されていないことが、経営を圧迫する大きな要因となっている。例えば、多大な労力を要する住民参加型業務の多くがそのような状況にある。
- ・技術者の高齢化が進む中、経験豊富なコンサルタントが培ってきた技術をいかに次世代に傳承していくかが各社の経営課題の一つとなっている。

(2)業務発注について

■地方自治体等からの業務発注の動向

- ・かつて地方自治体の業務において広く採用されていた随意契約は、例外的な対応となりつつあり、代わって総合評価落札方式や競争入札方式等の価格競争による発注が一般化している。一方、プロポーザル方式の採用はいまだ限定的である。
- ・価格のみを評価する競争入札方式は、行き過ぎた価格競争を招くなど経営を圧迫する一因となっている。また発注者にとっても、業務に必要な知識や技術等を備えた適切な都市計画コンサルタントの選定に必ずしもつながらず、結果的に十分な業務の成果が得られない等の状況も散見される。
- ・一方、プロポーザル方式は実績や資格などの参加資格要件によって、企業規模の小さな事業者の参加が事実上難しくなる場合もあり、新たなチャレンジの機会が損なわれる面もある。また領域が多岐に渡る業務など、一企業だけでは参加が困難なケースもある。業務実施体制、協力体制の構築を柔軟な視点で評価することが期待される。

2-4 これからの都市計画コンサルタント像

- ・第1部で触れた、これからの「都市計画」の内容や、変化が進む社会動向、社会情勢等の時代の要請に対応した業務のあり方を踏まえると、これからの都市計画コンサルタントには、より一層の多様な専門性と多様な立場での対応、役割が求められる。
 - ・一方、都市計画業務の経営環境は、業務量の減少、技術者の不足、技術継承の不足による技術力の低下など、経営基盤の脆弱化がみられる。
 - ・コンサルタントは、社会課題や生活の質の向上など、取り組むべき業務シーズは数多くあり、多様な専門技術者の能力や活動の場をいかして自ら提案・発信して、能動的に活躍する場を創出していくことが必要である。
- 上記を踏まえ、これからの都市計画コンサルタント像を示す。

(1)期待される都市計画コンサルタント像とは

■都市や地域が目指す将来像の実現に向け、多様な主体をサポートする専門家

- ・都市や生活、環境などの空間計画をベースに、幅広い分野と関係づける技術を磨きながら、都市や地域が目指す将来像の実現に向け、多様な主体をつなぎ・寄り添ってサポートする「官民連携伴走型」の専門家。

■自ら創造と探求を進め、周囲を巻き込んで一緒に成し遂げていく専門家

- ・自ら面白がりながら創造と探求を進め、周囲も巻き込んで刺激・誘発しながらみんなで成し遂げてしまう「ジェネレーター型」の専門家。

■高度な技術と知識、倫理観に基づき、都市計画・まちづくりを推進・支援する専門家

- ・行政、企業、住民等、様々な発注者からの要請を受けて、あらゆる都市・まちで、あるいは、特定の地域に密着しながら課題解決や目標実現に向けて、確かな倫理観に基づきながら、高度な調査・企画・立案、設計・監理を請け負う「ホームドクター型」の専門家。
- ・専門的な都市計画論や複雑な法制度等を、全国各地のフィールドで実践的に展開し、その経験を通じて、都市計画・まちづくりの技術開発・研鑽を担う。

■時代の変化や社会の要請に応じて都市計画の領域を切り拓く専門家

- ・行政・住民・事業者・他分野の専門家・学識経験者等と連携しながら、時代のニーズに対応した都市計画技術を開発し、要素を統合化した3次元の空間計画のプランニング、個性豊かな新たな都市空間のデザインを提案、マネジメントする「プロデューサー型」の専門家。
- ・高度経済成長優先の都市計画において、災害や環境など不足していた計画や技術を反省し、またみえないコミュニティや関係人口へのデザイン等も行いながら、よりよい未来へつなぎパスしていく長期的視点で取り組んでいくことが求められる。

(2)都市計画コンサルタントの「個人」に求められるもの

■社会全体へ貢献する姿勢

- ・コンサルタントは、行政だけでなく地域住民や民間などの諸主体との多面的な関係のなかで複眼的に要請に応えることが必要である。コンサルタント自身が市民として社会に帰属している意識を持ち、社会全体の様々な分野へ貢献していく姿勢が求められる。

■高度な知識・技術の習得、研鑽を続ける姿勢

- ・専門分野の技術・開発力が求められてきているなかで、フィジカルプランを含め高度な知識や技術、発想力をもつ「スペシャリスト」の役割が大事であり、個人の能力を高めていく姿勢、得意とする能力を磨く姿勢、常に能力を高め続ける姿勢が求められる。
- ・同時に、ビッグデータの活用や新たな計測技術により人やモノの動きを把握し分析するデータサイエンス等のデジタル社会に対応したリテラシーのように、今後の都市計画を考える上で必須な基礎的な能力もあり、こうしたものも着実に習得する姿勢が求められる。

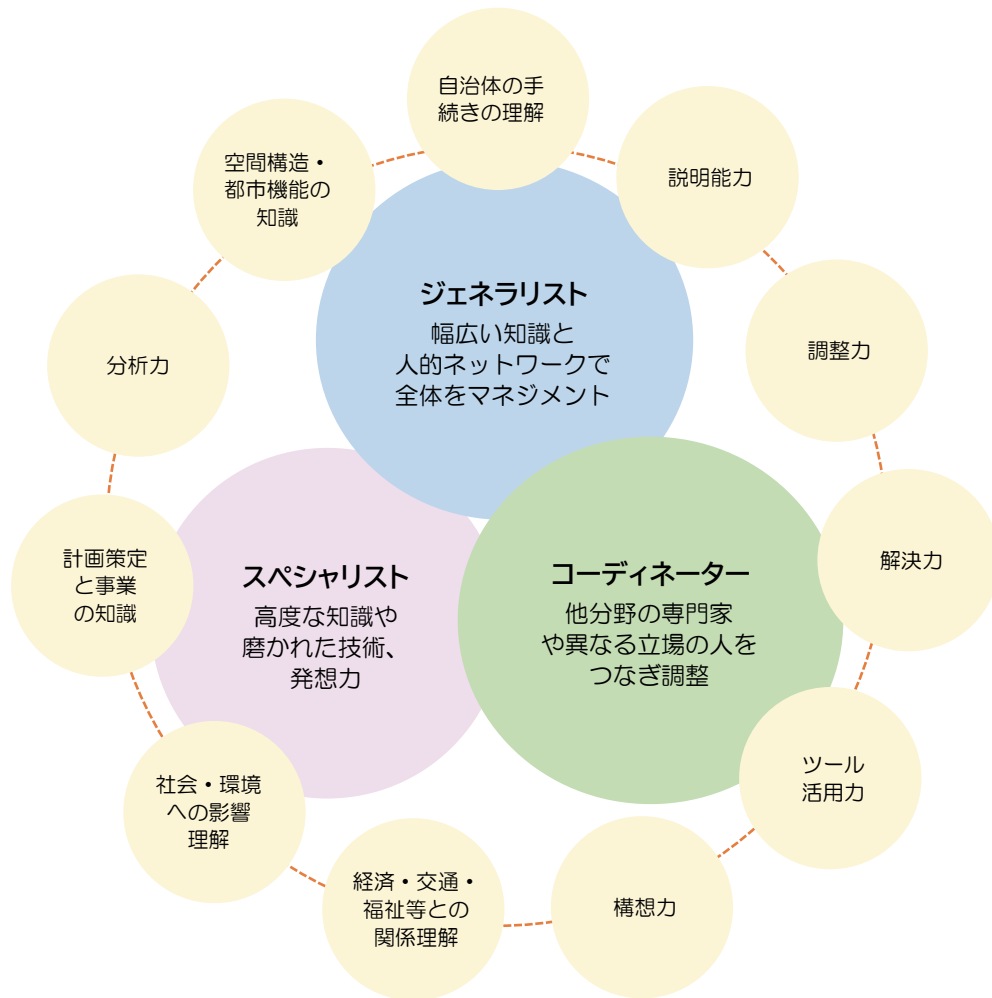
■多様な分野や主体と連携する柔軟な調整能力や統合化するマネジメント力をもつ姿勢

- ・複雑化する都市の課題に対応しながら、都市が目指す将来像を実現するには、様々な主体や事業を関係づけ調整する「コーディネーター」の役割や、計画や事業の監理・運営をサポートするマネージャー、市民としての専門家の資質を持って住民等の議論や意志決定、住民の代弁を支援するファシリテーターなど「ジェネラリスト」としての役割が重要となる。その役割を果たすため、高度な知識や技術をもった上で、多様な分野や主体と連携する柔軟な調整能力や、要素を統合して方向性を示すマネジメント力を併せ持つ姿勢が求められる。

■技術や経験などのノウハウを継承する姿勢

- ・社会問題が複雑化する中で、都市計画コンサルタントに求められる知識や技術は多様化してきており、新たな知識や技術はその都度身に付けていくこととなる。そこでは、都市と向き合う姿勢、課題を解決する姿勢、常に提案し続ける姿勢、学び続ける姿勢など、都市計画コンサルタントのあるべき姿を熟練者が示し、若手に伝えていくことが求められる。

都市計画コンサルタントが備えるべき能力の3つの側面



(3)都市計画コンサルタントの「組織」に求められるもの

■個人のキャリア形成支援

- ・都市計画コンサルタントは、個人がもつ知識や技術が非常に重要であり、組織の重要な原資であるとも言える。
- ・各組織では個人が成長し、確かな知識や技術、倫理観が身に着くよう指導するとともに、将来「スペシャリスト」や「ジェネラリスト」として活躍することを目指し、キャリア形成を支援していくことが求められる。

■個人の生活 QOL 確保

- ・都市計画コンサルタントは、業務を通じて、都市における豊かな生活空間に向けた分析、調査、あるいは都市の将来像の提案を手掛けることが多くあり、各コンサルタント自身の生活 QOL が成り立ってこそ、よりよい分析、調査、提案につながるものだと考えられる。
- ・各組織では、業務の効率化や多様な働き方への対応など、コンサルタント個人が生活 QOL を高めることができるよう対応が求められる。

■社会的要請へのチャレンジ

- ・都市計画という社会性が高く、公平・公正・中立が求められる業務を担っており、一般の民間企業以上に CSR が強く求められる組織である。
- ・地球環境問題や SDGs などの社会的課題をいち早く把握・認識した上で、都市計画手法や新技術の提案及び開発を通じて、組織全体として社会的要請に答えていくことが求められる。

■組織や分野を横断するコラボレーションの実践

- ・都市計画コンサルタントは、全国、海外で活躍しており、企業規模、得意とする分野、ネットワークを有する地域などは様々であるが、ともに都市計画という分野で地域や自治体の要請に応えるべく活動を続けている。
- ・全国を対象とする広域コンサルタントの総合力や組織力と、地域密着型のまちづくりを対象とする地域コンサルタントの人脈やネットワークなどをコラボレーションし、都市の課題解決と将来像の実現に向けて実践力のあるチーム編成をしていくことが求められる。

第III部 これからの都市計画コンサルタント協会

3-1_都市計画コンサルタント協会の役割と今後の運営のあり方

(1)協会の役割

- ・協会の設立目的は、都市計画コンサルタントの「職能の確立」と「技術の向上」を図り、それを通じて都市計画コンサルタント業の健全な発展を図ること、そして、それをもって「都市計画の進歩発展に寄与する」ことであり、その基本的な理念は今も変わっていない。
- ・原点に立ち返ってその意義を考えた時、以下の3つの使命を果たすことが我々の役割である。

■都市計画コンサルタント業を営む企業・個人の団体として、仕事と働き手の未来を拓く

- ・都市計画コンサルタントの事業としての発展と会員企業の働き手の健全な就労環境を実現するため、事業開拓や開発、職能に関する認知度向上と普及啓発、労務環境の改善に努める。

■都市計画実務の専門家集団として、その社会的な責務を全うする

- ・都市計画の実務を通じて社会に貢献していくため提案や提言、社会活動の実践など、実務の専門家だからこそこできる行動により社会的な責務を全うする。

■都市計画コンサルタントが集う場として、最高のサロンを提供する

- ・コンサルタントにとって事業と経営の基盤である技術の向上を図るため、個々の企業では困難な成長に役立つ、レベルの高い研究や交流の機会を提供する。

(2)協会が乗り越えるべき課題

- ・協会がその使命を果たしていくために、乗り越えるべき課題はさまざまある。現時点で特に大切なこととして、以下のような課題を挙げることができる。

■会員企業の人的な資源がもつポテンシャルを最大限に引き出すこと

- ・協会には、現在約 100 社の会員企業がいる。その会員企業の多種多様な能力をもつ都市計画の実務専門家こそが協会の財産である。コンサルタントとしての職能確立と技術の向上を図るためにも、実務者の協会活動への参加を積極的に促し、最大限に活かしていく必要がある。

■効果的なプロモーションを行うこと

- ・都市計画コンサルタントという職能に対する認知度、協会の知名度は決して高いとは言えない。社会に知ってもらい、必要性を感じてもらうための効果的なプロモーションが必要である。

■協会の運営を持続可能で創造的なものとする

- ・協会がその使命を果たすためには、新たな挑戦も含めて、これまで以上に様々なことに取り組んでいく必要がある。協会の運営も安定的に持続可能で、創造的な活動を支えられるものとしていかねばならない。

(3)求められる姿勢

- ・協会が時代と社会に適応しながら、その役割を果たしていくうえで、以下のような点を自覚し取り組みを進める必要がある。

■急速に変化する時代への対応

- ・都市計画コンサルタントが扱っているのは、急速に変化を続ける社会そのものである。その中で、次々と出てくる新たな課題やテーマに進んで向き合い、答えを出すことに挑戦する姿勢が必要である。

■多様な主体と柔軟に連携する

- ・時代の変化にあわせて都市計画コンサルタントの仕事内容も変化を続ける中で、他分野の専門家を含む多様な主体との連携がより一層重要となっている。団体、企業、個人を問わず多様な主体との連携を柔軟に図りながら、協会としての役割を果たすことが求められる。

3-2 都市計画コンサルタント協会が今後重視する活動

協会の役割と乗り越えるべき課題、求められる姿勢を踏まえて、今後重視する活動を以下の 6 点とする。

1. 「なりたい・続けたい」専門家としての職能プレゼンス向上と社会貢献

- ・都市計画コンサルタントが、複雑化する都市における社会課題の解決と持続的で魅力ある環境の形成に引き続き貢献していくには、社会全般への認知の浸透と理解の促進を図り、専門的な実務者としての社会的な地位の向上と、それに見合った適正な報酬を獲得できるよう存在意義を確立していく必要がある。
- ・また、企業においても、売上への貢献や生産効率の観点から都市計画の担当部署が競争力の低い部門と評価され、その結果、業務の意義や重要性が正しく評価されない場合があるが、都市計画業務の公共性の高さや社会的な影響も含めて理解を浸透させていく必要がある。
- ・都市計画実務者として長く活躍する人材を確保するには、学生等にとって「なりたい」、若手実務者にとって「続けたい」と思えるよう職能のプレゼンス向上を目指すとともに、職能を活かした社会貢献ができる環境を整備することが望まれる。

①個人に焦点をあてた仕事の魅力とプレゼンスのアピール

- ・「都市計画コンサルタントは都市計画の専門家」という社会的な認知度は低く、多くの学生から職業として認識されていないか、ライフデザインを描く上での情報が不足している。また、若手の実務者にとっても将来のキャリアデザインを描くための情報は十分といえない。
- ・このような点を踏まえて、社会一般に向けたコンサルタントの認知度向上の取組み、特に、職業としての認知度を高めるための学生等への働きかけや、若手コンサルタントの成長を支援するための職業人としてのロールモデルの提示等を進めていく。

○（仮称）「まちを育てる仕事」図鑑の作成

- ・都市計画コンサルタント個人に焦点を当て、都市計画の仕事を通じた社会との関わりについてわかりやすく紹介する（仮称）「まちを育てる仕事」図鑑を作成する。
- ・取り上げた個人とコンタクトをとるための方法や、紹介した人物による座談会の開催など情報交換の場を設けることなども検討する。

（図鑑のイメージについての例）

- ・例えば以下のような内容を記載
 - しごとの領域（社会との接点）、職業選択の動機、キャリア（成長のステップ）、成功談・失敗談、スキルアップや学びの方法、ワークライフバランス、仕事以外での社会での活躍、これからの展望、社会や若い人へのメッセージ など
- ・多様な領域と切り口で人物を取り上げる
 - 地域の課題解決に意欲的に取り組む若手／新しいワークスタイルを実践する人／先進的なツールを使いこなす人／ユニークなワークスペースで働く人／専門性を活かした社会貢献活動で活躍する人 など

○都市計画優良業務登録事業（ejob 事業）のさらなる活用

- ・都市計画優良業務登録事業（ejob 事業）の認知度向上および普及啓発を一層推進するとともに、個人の業績としての認知度向上につながるよう、広報のあり方を検討していく。

②都市計画コンサルタントの社会的な意義についての情報発信

- ・都市計画は都市や地域社会の持続や発展に大きく貢献しているものであるが、都市計画が現実の社会や都市の空間とどのように関係しているのかについて、一般社会においてはあまり知られておらず、都市計画コンサルタントの仕事内容や意義についての認知度も低い。
- ・認定都市プランナーの倫理規定において、「公共の福祉の向上に貢献し、社会からの信頼と尊敬を得る」とされるように、都市計画コンサルタントは高い公共性を有する都市計画の専門家として社会貢献が求められ、また、社会的な認知度を高める上でも社会において積極的に活動することが求められる。
- ・このような点を踏まえて、国、地方公共団体、学校、地域団体などへ積極的に働きかけ、都市計画についての普及啓発とコンサルタントの認知度の向上を図る取組みを進めていく。また、個人や組織の実績を構成に社会に提示できる仕組みについて、既存の仕組みのさらなる充実を図っていく。

○都市計画コンサルタントの業務成果に関する知的財産としての見える化

- ・業務成果である報告書は、コンサルタントの知的創造物であるにもかかわらず、作成者としては記載されないことが一般的で、このことは一般社会に専門性の高い職業として認知されにくい一因になっているとも考えられる。その改善は職能プレゼンスの向上のみならず、コンサルタント自身が社会的な責任をさらに自覚し、研鑽を積むことにもつながると考えられる。今後、都市計画関係の3団体（日本都市計画学会、都市計画協会、日本都市計画家協会）とも連携し、国交省等の関係機関への働きかけ、協議・調整を行うことにより、地方公共団体との契約を含めて、業務成果の取扱いに関する改善に取り組んでいく。

（取組みについての例）

- ・契約時に著作権の取扱いについて、全体を譲渡する以外の選択肢についても委託者と対等な立場で協議することを通例化
- ・報告書に作成者として記載するなど匿名性を改善

○地方公共団体への実務的支援の実施

- ・地方公共団体において都市計画実務の継承が難しくなっている現状を踏まえ、支援のニーズを把握したうえで、支援を具体化する方策を検討する。
- ・特に、認定都市プランナーの活躍の場を積極的に創出することを念頭に、認定都市プランナーがチームを編成して地方公共団体を支援したり、地域のまちづくり組織を専門家として支援したりすることなどについて、具体的な方策を検討する。

○まちづくり出前講座の発展的な展開

- ・地方公共団体、大学、まちづくり団体などに対して窓口を開設し、まちづくりの相談や講演依頼に対して、認定都市プランナーをはじめとした講師の派遣を行うことを検討する。
- ・特に学校向けについては、単発的な対応に留まらず、学校とも連携しながらカリキュラムに対応できるよう検討し、オンラインによる実施や動画アーカイブによる配信なども検討する。
- ・小学校、中学校、高校に対して都市計画コンサルタントの仕事内容やその魅力を発信する機会の創出についても検討する。

(出前講座の内容例)

- ・例えば以下のようなメニューを検討
 - まちづくりの進め方に関するアドバイス、具体例などを通じた仕事内容の紹介、まちづくりのノウハウや事例紹介 など

③職能団体として存在を認知してもらうための営業努力

- ・都市計画分野における人材確保が難しくなっている現状においても、学生等に対して都市計画や都市計画コンサルタントについて広く説明する機会を作り出せていない。
- ・このような点を踏まえて、人材確保と認知度の向上を図るべく、幅広い分野の大学生に向けて、都市計画の仕事に携わる企業やその業界について紹介する機会をつくる取組みを進めていく。
- ・あわせて、大学や学会等との連携により、仕事としての魅力や技術の特徴、技術継承のあり方などを学生や若い世代に伝えていく機会をつくる取組みを進めていく。
- ・また、インターンシップやアルバイト等、実務を体験できる機会を積極的に増やしていくことについても努力していく。

○都市計画コンサルタント合同説明会の開催

- ・都市計画の仕事に係わる業界の広がりや、都市計画コンサルタントの業界についての情報、個別企業の情報を提供する都市計画コンサルタントの合同説明会を協会主催で開催することを検討する。
- ・関連業種（ゼネコン、行政など）と連携した「都市計画の仕事」説明会とすることも検討する。
- ・(仮称)「まちを育てる仕事」図鑑の活用なども検討する。

2. 実務専門家集団として社会に求められ続けるための技術の継承と深化

- ・都市計画コンサルタントは、都市や地域が目指す将来像の実現に向けて、多様な主体をサポートする専門家であり、高度な技術と知識、倫理観に基づき、都市計画・まちづくりを推進・支援する役割を担っている。
- ・都市計画コンサルタントが、その役割を発揮するために必要な専門知識や技術は、コンサルタント個人が実務経験を通じて習得していくものである。一方、社会問題が複雑化する中で、コンサルタント業務に求められる知識や技術は多様化・高度化してきており、専門家としての確に対応しつつ質の高い成果を挙げるための都市計画・まちづくりに関する技術開発・研鑽が必要不可欠になっている。
- ・さらに、実務専門家集団としての職能の確立と社会的地位の向上を通じた都市計画コンサルタント業の発展・追求のためには、継続的なキャリア形成支援の取組みを強化していくことが重要である。
- ・そのため、実務専門家集団として社会に求められ続けるための技術継承と深化を目的として、今後、日本都市計画学会とも連携しながら下記のような取組みの実施を検討していく。

① 幹となる技術の着実な継承と深化

- ・都市計画には、多様な主体による合意形成や協働作業をコーディネートする技術、持続可能で創造性のある都市の活動を支え、育む場所を物理的な空間として計画・デザインする技術など、これまでに培ってきた様々な幹となる技術がある。(第1部参照)
- ・都市の課題が多様化・複雑化する中で、都市計画に求められる技術のニーズも高度化・多様化しており、都市計画の幹となる技術を基礎とした応用力や総合的なプロデュース力が求められるようになってきている。一方で、実務者個人の専門分化が進んでいる側面もあり、専門分野には精通しているものの、都市計画の幹となる技術を基礎として身に付けていない実務者も増えてきている。
- ・そのような状況を踏まえ、都市計画に関する幹となる技術の継承に協会として取り組むほか、専門的な新技術の普及、専門技術者の交流を通じた都市計画技術のイノベーション創出についても、その情報発信、環境づくりや研修を行うことについて検討していく。その際、日本都市計画学会との連携による研究開発や人材育成にも力を入れ、多様な人材の育成を支援する。

○ 業界知のアーカイブ化と活用機会の拡大

- ・近年では、協会の主催で開催されるセミナー等は、そのほとんどがオンライン形式もしくはオンライン併用のハイブリッド形式となっており、講演内容は動画で記録され、セミナー参加者を対象に講演資料とともに一定期間公開されている。
- ・それらは都市計画にかかる様々な課題に対する知恵と工夫が蓄積された「業界知」と言えるものであり、実務における活用はもちろん、会員企業の人材育成にも活用できる。今後、このような資料について、既存資料の整理、新たな資料の収集を含めて、公開可能なアーカイブとして構築することを検討する。

- ・また、初期の新都市開発や大規模ニュータウン開発における技術資料（報告書や図面等）、諸外国の都市計画・都市開発に関する技術資料など、業界として伝承すべきものも散逸、消滅の危機にあり、その資料の発掘・収集・整理・共有についても、実現のための方策を検討する。
- ・さらに、現在取り組んでいる、都市計画実務初任者向けの教材の拡充や活用を通じて、若い世代の実務者に対する技術の継承に取り組む。
- ・都市計画関連団体（日本都市計画学会、都市計画協会、日本都市計画家協会）との連携により、実務レベルにあわせた都市計画実務の解説書やテキストを作成することについても検討していく。

（検討課題や留意点）

- ・アーカイブ化に際しての検討課題や留意点の例は以下の通り。
アーカイブの管理にかかるコストを考慮し、サービスの有料化も検討。その際、サブスクリプション契約にして閲覧履歴によっておすすめコンテンツが提示されるなど、サービス面での工夫や、インターフェイスのデザインにも工夫を凝らすことが必要。
また、資料や動画の公開にあたっては著作権や守秘義務等のクリアなど、一定のルールづくりが必要。

○まちづくりの実践を通じた、技術継承と新技術開拓

- ・若手実務者を主な対象として「まちづくりの実践の場」¹への参加を通じて、現場経験を積める機会を提供する。技術の継承、新たな技術の研鑽、経験の蓄積、人脈形成等を目的とする。
- ・実践の場を提供してもらえ都市と、参加意欲のある実務者を募集し、各企業・個人単位では実現しづらい社外活動への参加機会をつくる。
- ・活動をサポートするベテラン実務者の参加も募り、適宜、アプローチの手法、検討手順、具体の技術などに関するアドバイスを通じて技術継承を行う。
- ・活動は企業単位ではなく個人単位とし、自社業務では機会を得にくいような新しい分野にもチャレンジできるようにする。

（例）

- ・まだ予算化には至らないが対応が求められる地域の課題や、都市計画分野の業務として前例の少ない課題等に関する現地視察、意見交換、ワークショップ等の協働作業の実施。
- ・問題意識はあるものの具体的な将来像や方向性が示せない都市に関する課題分析やまちづくり提案の実施。
- ・新しい技術を活用した調査手法の実践。

¹ 例えば、自治体職員や地域の事業者、市民、団体等と直に接して、協働作業やコーディネート、事業活動などを行う機会

○幹となる技術の整理と継承、深化する機会の提供

- ・これからの社会で都市計画コンサルタントに期待される役割を踏まえて、今後も継承すべき幹となる技術の内容について整理し、これについて継承していく機会の提供についても検討を行う。また、単なる継承に留まらず、周辺領域の専門家とも連携しながら幹となる技術そのものの深化を図る取組みについてもその具体化を検討する。

②時代と社会の変化に対応した研究と技術開発

- ・情報処理技術の進歩や仮想空間の出現、グローバル化の進展など、社会のあり方に影響する急速な時代の変化に対して、我々都市計画コンサルタントも無縁ではられない。
- ・都市計画そのもの（都市計画の根幹を担う幹となる技術等）において、時代や社会の変化に対応する研究や技術の開発が求められるだけでなく、これまで以上に様々な分野・業界と連携を図り、都市の周辺で起こる新たな技術等を柔軟に取り入れる必要がある。
- ・今後、特に注力していくことが望ましいと考えられる取組み例を以下に記載する。

○海外と日本の技術交流を行うインターンシップ事業の検討

- ・日本の都市計画技術はすでに海外においても展開されているが、これまで対象国との関係構築は主に企業間において行われてきた。今後はその展開を中間支援組織のレベルで支援・促進するべく、協会と海外の職能団体との関係構築を目指す。
- ・その最初の取組みとして、海外コンサルタントとの相互のインターンシップの機会をつくることを検討する。専門家同士が協働することで、日本の都市計画技術（区画整理、市街地再開発等）を海外で応用・展開する上でのポイントが理解できる。また逆に日本の都市計画にブレイクスルーをもたらすようなヒントを得られることも考えられる。
- ・インターンシップ事業については、海外の実務者だけでなく国内の学生とのマッチング機能も充実させ、会員企業のリクルーティングにも有効に活用できるようにする。

○社会を支える最先端の技術に触れ、学ぶ機会の充実

- ・都市において私たちの生活を支える技術は日々驚くべき速さで進化を遂げている。次々と生まれる新たな要素技術に常にアンテナを張り、持続的な都市の発展や暮らしの豊かさにつながる都市計画の技術へと適用することも、コンサルタントの重要な役割の一つである。
- ・未来の都市計画につながる最先端の技術について、発掘・共有する学びの機会を協会として充実させていくことについても今後検討していく。特に、ビッグデータや新たな計測技術を用いた都市活動の把握・分析、3D都市モデル等の計画・デザインへの活用、データを駆使した都市空間のマネジメントの最適化など、今後、標準になると考えられる都市計画のデジタル化については、積極的な学びの機会をつくっていく。

○時代の要請に応える専門家としての提案や提言の実施

- ・都市計画の実務専門家として、日々自治体の業務に従事している現場の視点や経験を活かし、その時点の社会課題に対応した新たな制度の設計や制度の改良等を国に提案していく。
- ・時代に即した実務的な検討課題について、テーマを特定した研究に積極的に取組み、その成果を公表するとともに、成果を踏まえた提案や提言を行っていく。

3. 主体的・能動的に参加したくなる協会活動への改善

- ・会員企業による協会活動への参加は、協会の持続に不可欠なものであるが、同時に会員企業にとっても、参加によるメリットが協会への加入を継続する重要な動機である。
- ・今後、協会の活動が主体的・能動的に参加したくなるようなものとなるよう、下記のような取組みについて検討していく。

①活動に参加する個人の動機づけや充実感の向上につながる取組み

- ・協会の活動は会員企業によって行われているが、実際に各委員会・部会などで活動を行っているのは会員企業に所属する個人である。協会活動が個人のモチベーションによって支えられていること、実務者個人の向上意欲や研鑽は所属企業の技術力や競争力にも良い影響を与えることを踏まえると、協会活動への参加が個人の自己実現や研鑽、充実感の向上につながるようにすることは重要な課題である。
- ・このような点を踏まえて、今後は個人の多様な価値観や取組み意欲を協会活動の中で受け止めていく方法やその環境づくりについても積極的に検討していく。

○個人で発意し参加できる交流機会の創出

- ・会員企業に所属する個人が発意し、参加する交流機会の企画・運営に対して、広報支援、場所の提供などを通じて協会としての支援を行うこととし、今後その具体化について検討する。
- ・今後の連携やコラボレーションが求められる分野や業種についての国内外の研究者や技術者との交流、国外からの視察対応や会員企業との交流の支援など、一企業や個人では難しい交流の支援を検討するほか、仕事を離れた交流の機会づくりについても検討する。

(例)

- ・過去の視察で交流した国外の都市計画関連団体の紹介、ejob 事業を活用した優良事業の視察受け入れや実務者交流など、交流の窓口としての支援の実施
- ・スポーツや趣味の集まりなど、交流・懇親の機会づくり

○個人で発意し参加できる多様な形態による自主研究活動への支援

- ・従来から協会として実施してきた特定のテーマを設定した研究活動を持続・拡充してだけでなく、個人発意でテーマを設定し参加者を募集する自主研究会など、多様な形態での研究活動への支援を検討する。
- ・会員企業に所属する個人が発意し、参加するこれら自主研究の企画・運営に対して、広報支援、場所の提供、活動助成、研究成果の発信/PR などを通じて協会としての支援を行うこととし、今後その具体化について検討する。

○協会活動に参加する実務者個人の経験・技術力の周知・発信

- ・協会の委員会や部会活動に参加する個人の活動実績、経歴、業務実績等を外部からみてもわかるように情報発信する方法について検討する。

②地方会員にも参加しやすい活動形態の検討

- ・在宅勤務やリモート会議、ウェビナーの浸透など、私たちの日常的な就業、業務環境はコロナ禍を経て大きく変化し、場所にとらわれない働き方やコミュニケーションが急速に進みつつある。協会活動においても、リモート方式による諸会議、委員会・部会の開催やウェビナー形式でのセミナー事業の実施が定着してきており、以前に比べて企業の所在地にとらわれない活動が可能となってきた。
- ・協会では、地方会員による活動のしにくさや地方会員へのサービスの向上がかねてより指摘されてきたが、今後は、コミュニケーションや協働作業の環境が進化したことにより、地域を超えた交流や協働による新たな活動の可能性も高まっている。
- ・会員企業が日本全国どこからでも参加しやすい活動のあり方について、今後具体的に検討を進め、新たな協会活動のかたちとして位置づけていく。

(例)

- ・都市懇サロン、都市計画実務者講習会など、現在ウェビナーも併用開催している講習会、セミナーの継続実施
- ・関西地区で継続して開催されてきた関西地区講習会のような地方講習会の他地域(北海道、東北、北信越、中四国、九州など)での開催
- ・地方講習会の開催に併せた、年次交流、情報共有の会の実施
- ・技術士第二次試験受験対策実践セミナー(座学)及び模擬面接指導の地方開催検討
- ・少人数で意見交換を行うコミュニティ型リモート会議の開催。

③協会を身近に感じてもらうための取組み

- ・協会の基幹的な活動である委員会・部会について、参加する企業が特定化する傾向が見受けられる。また、会員企業においても、協会の認知やその活動に対する理解が企業に所属する実務者に広く浸透しているとは言い難い状況にある。
- ・今後は多くの会員企業が幅広く協会の活動に参加し、会員企業における協会の認知や理解が進むよう、従来以上に会員企業や所属する実務者のニーズの把握につとめ、また、会員外の企業や実務者にも協会への関心を持ってもらえるよう、協会とその活動をより身近に感じてもらう取組みを進めていく。

○都市計画実務者が日常的に必要とする情報に関するサービスの提供

- ・都市計画実務者が業務上、日常的に必要とする情報を手軽に得られるようなサービスの実施を検討し、協会に対する認知度の向上を図る。(例：各種ガイドライン・手引き、関係法令・基準一覧、過去の通達、国審議会等の答申・提言、都市計画分野業務の標準歩掛などに関する都市計画お役立ちリンク集の作成、メールマガジンの拡充や運用改善)
- ・実務者発表会や ejob 事業で紹介されている業務の内容に興味を持った人が、担当実務者に業務概要や苦労した点・工夫した点を詳しく聞ける機会をつくることについて具体的な仕組みを検討する。

○若手実務者向けに特化した情報発信やサービスの提供

- ・都市計画分野の若手実務者が共通して抱える疑問、悩み、困りごとのヒントとなりそうな話題を取り上げた情報提供のサービスについて、具体化を検討する。

(例)

- ・ウェビナーを活用した「先輩に聞く」の配信。
- ・新人研修レベルを想定した初級講座用の資料を掲載・提供する。
- ・youtube や SNS など若手技術者の利用しやすい媒体の活用。

○協会への関心を高めることを目的とした会員制度の拡充

- ・会員外の企業や実務者に協会への関心をもってもらうための施策として、より手軽に協会やその活動を知ることができるよう、情報提供を主目的とした会員制度の拡充を検討する。

○個々の会員企業では対応しにくい経営課題のサポート

- ・協会では様々な経営規模の企業が会員となっており、個々の企業では対応しにくい経営課題もある。企業に共通した経営課題について講習や情報提供を通じてサポートを行うサービスの実施について今後検討していく。

(例)

- ・3D都市モデルの活用に関する技術講習や情報セキュリティ対策講座など。
- ・企業の経営に関わる法制度の改正への対応などについての情報提供や講座の実施。

4. 「働き方」を憧れられる仕事環境の追求

- ・都市計画コンサルタントの仕事は、定型的な解がない地域課題に対して、多様な関係者のコーディネートや、仮説構築と試行、検証などを重ねていくプロセスがあり、実務者にとって仕事の面白さや魅力がある一方、責任感や向上心から長時間や過重な労働になりやすい側面もある。
- ・協会では、2017年にワークライフバランスに関する会員企業アンケートの実施、翌2018年の「ワークライフバランスの推進に関する提言」作成など、就業環境の改善や働き方改革の検討と発信を行ってきた。
- ・その後、コロナ禍に対応したリモートワークの浸透や、自己実現としての兼業・副業の広がり、地方におけるワーケーションの取組みなど、個々人のライフステージや価値観に応じた多様な働き方のニーズが高まっている。また今後は、ジェンダーレスなど社会の理解が変化していくことを踏まえて働き方を考えていく必要もある。
- ・こうした多様な働き方が実現し、都市計画コンサルタントのキャリア形成や経験知が蓄積し、能力が発揮されることは、企業の生産性向上や業務成果の品質向上、ひいては社会的な信頼性の向上につながるものである。また、創造的なまちづくりの仕事に魅力を感じる学生に対し、憧れられるような働き方を見せていくことは、意欲ある次世代の確保につながる大事なアピールとなる。
- ・そのため、都市計画コンサルタントとしての「働きやすさ+働きがい」の実現や、そのための魅力的な仕事環境づくりを支援するため、次のような取組みを検討していく。

①多様な働き方についての会員企業のリテラシーの向上

- ・介護・育児などライフステージに応じた時短勤務やフレックスタイム、勤務地を選べるテレワーク・リモートワークなど、社員の多様な働き方への支援は、企業にとって人材獲得や離職防止のため重要な要素になっており、その対応には、職場環境の整備や就業規則等の制度整備も含まれる。
- ・一方で、都市計画コンサルタント業務の特性として、守秘義務を伴う多くの情報の収集・整理や、業務内外における継続的な研修の必要があり、情報セキュリティや労務管理、人材育成において、空間・時間の両面からフレックスタイムやリモートワーク等への対応が難しい側面がある。また、技術や設備面においても、作業効率化につながるDX²に関して、自社だけでは導入や推進が難しい会員企業もある。
- ・そのため、都市計画コンサルタントの業務特性に応じた就業環境の整備のあり方に関する研究や具体的な改善方法に関する情報提供について、会員企業への支援策を検討していく。

² DX：デジタルトランスフォーメーションの略。ここでは、AIやIoTなど先端的なデジタル技術の活用を通じて、将来的な市場においても新たな付加価値を生み出せるように変革することを指す。

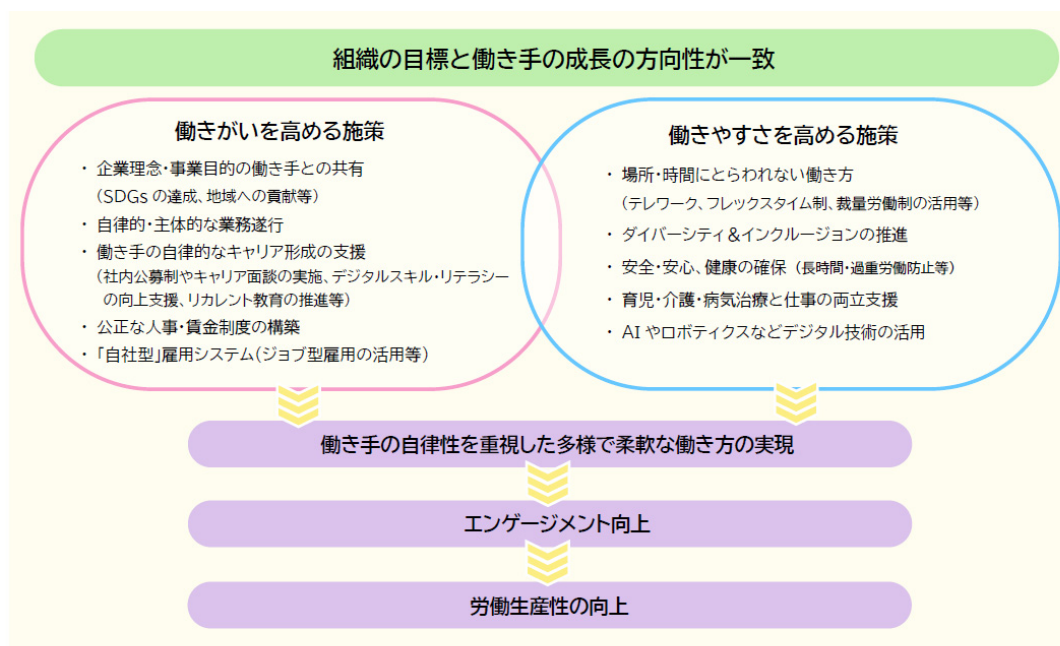
○多様な働き方への対応に関する会員企業への啓発と支援

- ・まず、会員企業が多様な働き方に対応した制度整備に取り組めるよう、先進事例等を含む情報の収集・整理や提供による支援を行う。
- ・さらに、組織のエンゲージメント向上につながる「働きやすさ+働きがい」の高め方や、そのための社内コミュニケーションなど、管理職向けの知識やスキルの習得をテーマに、講習等の実施を検討する。
- ・また、都市計画・まちづくり分野の作業効率化や情報セキュリティの強化につながる DX のツール紹介やデジタルリテラシー（使いこなす能力）の習得についても、講習等の実施を検討する。

(例)

- ・都市計画コンサルタントの特性に応じた「多様な働き方」への対応のあり方について、会員企業による勉強会や研究会の実施
- ・会員企業向けの、労務管理や就業規則など制度整備のツール紹介（厚生労働省など）、研修の実施、先進事例の勉強会等の支援
- ・エンゲージメント向上策の理解や、社内コミュニケーションのスキル習得、テレワークへの対応等、外部講師を招いての管理職向けの講習会の実施
- ・都市計画・まちづくり分野の DX に関する講習会の実施

◆エンゲージメント向上のための施策



出典：経団連「2021年版 経営労働政策特別委員会報告」

○多様な働き方を応援する交流の支援

- ・「働きやすさ+働きがい」を高めるために先進的な取組みを進めている会員企業や、豊かなワークライフバランスを実践する先駆者の協力を得て、会員相互の情報共有や交流機会の創出を図ることを検討する。

(例)

- ・会員企業のワークライフバランス実践者の発掘と紹介（既存インタビュー記事の紹介、会員企業の所員への取材等）
- ・情報交換や相談ができる交流会の開催（テレワーク・リモートワーク、介護や育児との両立、兼業・副業のテーマ別開催等）
- ・会員企業のオフィス環境整備事例の収集と紹介（既存記事の紹介、会員企業への取材）

②多様な働き方に関する実践的アプローチの模索

- ・都市計画コンサルタントが、価値観やライフステージに応じて、定年退職後も生涯現役で活躍できる、少人数事務所でも成長や世代交代ができる、独立して新しい働き方ができる、企業に所属しながら積極的に社外コラボレーションできる等、多様な働き方ができるよう、協会ができる仕事環境づくりを模索する。
- ・その方法として、都市計画・まちづくりの専門家として、憧れられるような仕事環境の創造を目標に置き、協会員同士や自治体やまちづくり団体とのコラボレーションや試行的実践を検討する。

○共創を育む場としての協会事務所の活用の模索

- ・プラットフォームとしての協会の役割を模索する一環として、会員企業の社員のテレワークや、定年退職や起業した個人会員のシェアオフィス、コラボレーションの場として機能する協会オフィスのあり方を検討する。

(例)

- ・今後の協会の事務所移転のタイミングと合わせた環境整備を検討する研究会・プロジェクトチームの起ち上げ、利用に対する定期的な評価と改善を実施

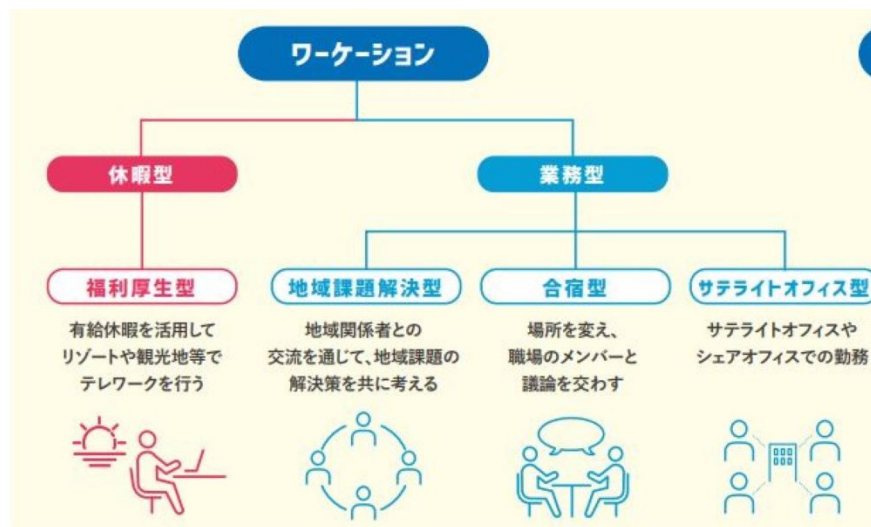
○都市計画コンサルタントらしいテレワークの実践的な研究

- ・都市計画コンサルタントにとって利用しやすく、副次的効果もあるテレワークの実現を目指して、実践的な研究活動の実施を検討する。

(研究例)

- ・地方都市における地域課題解決プログラムへの参加と組み合わせたワーケーションの試行
- ・空き家・空き店舗・空き施設活用策検討の一環としてのサテライトオフィス利用実験

◆ワーケーションの種類



出典：「ワーケーションとは？ ポストコロナの新しい働き方、メリット・課題を整理」抜粋
<https://www.asahi.com/sdgs/article/14532372>

○意欲ある実務者の成長・活躍の場となる人事交流の模索

- ・都市計画・まちづくりは、実現までに長い期間を要するものが多く、若手の実務者には地域の現場でまちづくりを動かす経験を求める声もある。一方、都市計画コンサルタント業務では、終了後も計画実現のために継続的に応援や支援が必要な地区も多い。
- ・こうした実務者と地域のニーズを念頭に、若手実務者の成長機会や生涯を通じた都市計画家の活躍の場を提供することを目的として、実務者交流から実務訓練、短期派遣、出向など、幅広い方法を通じた人事交流のあり方とその窓口としての協会の支援のあり方について検討する。

(例)

- ・まちづくり活動への支援ニーズがある地区や人材を求める団体等の情報収集、会員への発信

○シニア実務者の活躍の場の検討

- ・会員企業のシニア実務者や退職後も社会貢献を希望する人が、講師として活動するなど、実務の経験を活かした社会貢献、自己実現を図れる機会を創出することについて検討していく。

5. 都市計画コンサルタントの業務環境の改善をけん引

- ・都市計画コンサルタントの業務環境の改善は、適正な価格で業務を受注できることが基礎であり、業務発注方式の改善に一層強力に取り組む必要がある。業務発注方式の改善については、これまでも提言を行うなどの活動を続けてきているが、今後も必要な調査を継続的に行い、関係団体等とも協力して、国や地方公共団体等に働きかけを続けていく必要がある。
- ・また、こうした働きかけとあわせて、都市計画コンサルタント業務の受注環境の改善に向けてさまざまな取組みを進めることが必要である。

①受注及び業務の遂行環境の改善に向けた取組み

- ・地方公共団体等の発注において、実際の作業量に関わらず当該市町村が確保できた予算により業務を発注し、予算と作業量が乖離しているケースが見受けられる。
- ・また業務を進めていく過程で、作業方針の変更により作業量が大幅に増加した場合でも、契約の変更を行わずに当初の契約のまま業務を完了する場合もある。
- ・地方公共団体等が適切な仕様書の作成と予算確保が行えるよう、また、業務内容の変更にあわせた適切な契約変更が行われるよう、取組みを行う必要がある。

○適切な発注準備や業務内容に適応した契約履行が行われるための取組み

- ・地方公共団体等が業務の仕様を検討する段階から業務内容をよく理解した企業が適切なサポートを行えるよう取組みを進めるとともに、委託金額と業務内容が見合ったものとして業務が遂行されるよう発注機関への働きかけを行っていく。

(例)

- ・「都市計画業務の参考となる発注事例」に関する更新、充実とさらなる情報発信
- ・業務量がわかりやすい仕様書づくりのポイント集作成
- ・仕様書に示す項目ごとの業務量の明確化
- ・実際の業務量に応じた発注・契約内容の柔軟な変更
- ・優良業務登録事業（ejob 事業）の登録推進と情報発信による相談しやすい環境形成
- ・業務の技術的評価の適正化を図る観点での ejob 事業の評価方法の改善検討
- ・相談に向けて検索しやすい会員情報のデータベース（業務実績・専門性等）への拡充
- ・適切な積算を支援するための内容別等わかりやすく整理した業務報酬実績の公表検討

②適正なプロポーザル実施に向けた取組み

- ・協会のホームページでは、プロポーザルの実施における要求事項や評価方法など、プロポーザルの適正な実施に関する事例紹介等を踏まえた提言を掲載している。今後も提言内容の周知・浸透に向けて取組みを継続させていく。
- ・さらに、協会だけでなく、関連団体とも連携して働きかけていく。

○国や地方公共団体等への情報発信

- ・国や地方公共団体等との意見交換や、他の関連団体との情報共有・意見交換などを積極的に行い、様々な機会を活用した情報発信に努める。

(例)

- ・建設コンサルタンツ協会などと連携した地方公共団体への働きかけ、全国都市計画課長会議等での情報発信など、国と連携したアピール
- ・都市計画部門で閲覧されているメディア（例えば「新都市」）を活用したアピール

○プロポーザル実施の状況把握と改善提案

- ・プロポーザルを実施する際、締切までの期間や提案書のボリュームなどの点で提案者の負担が大きいものとなっているケースも散見される。
- ・協会では、令和元年12月に「都市計画業務におけるプロポーザル等による望ましい発注方式」をとりまとめ、公表したところであり、引き続き、定期的にプロポーザル実施の実態を把握し、好事例等の情報発信を行うことが必要である。

(例)

- ・関係団体との意見交換会を通じた提言の見直し
- ・5年程度毎にプロポーザル実施の状況把握と提言等の情報発信を実施
- ・応募者が今後の改善を目的に参照するためのより具体的な審査結果の開示の働きかけ

③適正な競争入札の実施に向けた取組み

- ・業務内容が決められた手順で進められるものなどは、競争入札方式が活用されることもあるが、過大な価格競争を背景に低価格な入札が行われる実態も後を絶たず、是正が望まれる。
- ・発注業務の品質を確保する観点から、最低制限価格の設定を普及・定着させることなどについて、地方公共団体等に働きかけを行っていくことも必要である。

○適正価格での応札に関する機運醸成

- ・業務の受注は、各社の経営戦略などに基づいて進められているところであるが、過度に低い価格での入札を避け、業務内容に応じた適正な受注価格が形成されるよう協会においても会員企業等への意識共有を図っていく。

○地方公共団体等への働きかけ

- ・業務の内容及び作業量が分かりやすく示され、各企業が適正な価格を見積もれるような仕様書を地方公共団体が作成できるよう支援していく。

④新しい企業の参入や新規分野への進出の支援による業界の活性化

- ・現在、地方公共団体等からの発注では、業務への参加要件として、企業の類似業務の実績を求めることが多い。これは、結果として、都市計画コンサルタントとしての新たな起業や既存企業の新規分野への進出を難しくする一因ともなっている。
- ・国全体としても企業のスタートアップ支援が期待される中、業界における企業の健全な新陳代謝や新たな技術開発を促進する観点から、実態の把握とその結果を踏まえて、一定の要件に基づく業務発注では企業の業務実績だけにとらわれない業務発注が行われるよう取組みを進める。

○地方公共団体等発注業務での類似業務等の実績に係る要件の見直し

- ・発注予定価格が一定金額以下の業務やテーマに新規性のある業務では、技術者個人の業務実績に対する評価を重視した企業選定を行う、JV方式の発注における代表者以外の構成員に対しては企業の業務実績を求めないなど、発注要件の見直しを働きかける。
- ・このため、企業の類似業務等の実績が求められている発注の実態について調査し、国、地方公共団体等に対して要件の緩和を働きかけるための検討を行う。

(例)

- ・求められる類似業務等の実態の把握
- ・企業の類似業務実績要件を緩和すべき業務の種類や内容等に関する検討
- ・技術者個人の実績を評価するプロポーザル導入への働きかけ

○JV方式等の導入に向けた更なる取組

- ・複雑化する都市の課題に対し、複数企業が協力して専門性を活かしていくとともに、企業の新しい分野への参入を後押しできるよう、JVによる参加を認めた業務が普及するよう、働きかけを行う。

⑤都市計画コンサルタント業界の働き方改革に向けた発注者への働きかけ

- ・国土交通省の直轄業務等では以下のような取組みが行われており、こうした取組みが地方公共団体による都市計画関連業務においてもさらに推進されるよう、地方公共団体、国土交通省に対する働きかけを行う。

○作業量の平準化・柔軟化（年度末に集中する工期の分散）

- ・発注者の事情により発注時期が遅れたり、業務進捗に停滞が生じた場合の速やかな繰り越し手続き、年度をまたいだ発注を可能とするための債務負担行為の活用など、実態に応じて無理な作業工程が生じないように、作業量の平準化や柔軟化を進める。

○ウィークリースタンスの推進と普及啓発

- ・計画的に業務を履行し、業務環境を改善することに目的に、受発注者がそれぞれに下記のようなルールやスタンスを定め、相互に確認する「ウィークリースタンス」を市町村まで含めた地方公共団体の業務で取り入れていく。

(例)

- ・打合せ時間の配慮
- ・資料作成依頼の配慮（「マンデー・ノーピリオド」、「フライデー・ノーリクエスト」等）
- ・ノー残業デーの設定
- ・業務工程の適切なタイミングでの共有 など

6. 持続可能な協会活動のための経営改善

- ・この数年の協会の経営は、黒字決算を続けるなど比較的安定している。しかし、一方では事務局として日常的な協会運営への対応に追われるなど、事務局機能にゆとりはなく、協会の発展に向けた新たな企画に取り組むことが難しい状況にあることも指摘されている。
- ・今後、この協会ビジョンで提案された取組みを推進していく上では、事務局機能の強化が不可欠であり、これを前提とすると、長期的な視点では経営体質の改善を図ることも必要となる。
- ・また、長期にわたる繰り越し金の計上により一定の資産が形成されており、一般社団法人としての協会の性質を考慮すると、適切な時期にこれを有効活用していくことも必要となる。
- ・これらの点を踏まえて、今後、以下の取組みを行っていくことについて検討していく。

①企画型業務を行える事務局体制への改善

- ・今後、企画型の事務を担える人材を持続的に雇用できる状態にすること目標に、中期的に協会の財務体質の改善を図る。具体的には、企画型業務による取組みを少しずつでも着実に実行し、また、会員企業の協力も得て協会の認知度やプレゼンス、魅力を高める取組みを継続することを前提に、会員数の拡大を図っていくことで協会の収入基盤の強化を図る。
- ・企画型業務の実施に際しては、会員企業の協力にとどまらず、外部機関とも連携を図ることで多様な交流機会の創出や楽しく創造的に検討できる環境づくりを目指す。

②未来に向けた戦略的投資の実施

- ・協会ビジョンに掲げる諸施策には、一定の初期投資を必要とするものも含まれている。協会に蓄積された内部留保を効果的に活用するには、未来の発展や活動の飛躍に向けて一定の期間を設けて戦略的かつ集中的な投資を行うことが重要である。
- ・今後、具体的な期間（例えば5年）を決め、その間の予算には「戦略投資枠」を設定して、目標や時期、実施体制を含むアクションプログラムを策定したうえで計画的に戦略的投資を行っていくことを検討する。投資は、単年で実施するものや、一定期間継続するものなど、その性質に応じた適切な期間設定を行って取組んでいく。
- ・以下は、協会ビジョンの内容を踏まえた戦略的投資の提案例である。

○（仮称）「まちを育てる仕事」図鑑の作成 （1. 参照）：単年度

- ・仕事図鑑の企画を検討した上で、立ち上げにかかる初期投資を行う。継続的な運営に係る経費は通常の年度予算で確保することを前提に、実施可能性を検討する。

○業界知のアーカイブ化 （2. 参照）：単年度

- ・アーカイブ化の企画を検討した上で、立ち上げにかかる初期投資を行う。継続的な運営に係る経費は通常の年度予算で確保することを前提に、実施可能性を検討する。

○若手実務者が参加する実践型地域課題解決プロジェクト（2. 参照）：5年継続

- ・毎年、テーマを設定して地方の現場をフィールドに地域課題解決プロジェクトに取り組む。
会員企業から参加する若手実務者を募集。

○協会新オフィスの移転プロジェクトと共創を育む場としての実験的試行（4. 参照）：単年～2年

- ・新オフィスへの移転を機に、会員企業の社員や個人にも利用しやすく、会員によるコラボレーションがしやすい協会の拠点づくりを検討するため、外部のサテライトオフィスやコワーキングを共同利用する実証実験やオフィスコンサルへの外注などの検討費用を設定。
- ・協会新オフィスの移転計画作成や移転費用にも充当。

③協会ビジョンの遂行に関するPDCAの実施

- ・今後、協会ビジョンに示した取組みの実施について、実行体制の構築、ロードマップの作成、取組み成果の評価と改善、必要に応じたビジョンの更新を行っていく必要がある。これらについて実施計画を策定し、これを着実に遂行していく。

参考資料：都市計画コンサルタント(建設コンサルタント-都市計画系業務担当部門)の業務領域とその内容の整理

	～1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代	2020年代～	2030年～
法令、各種制度等の変遷	<p>1968 新都市計画法制定 (市街化区域、市街化調整区域の区分の創設) (開発許可制度の創設) (都市計画施設区域建築制限) (用途地域4区分→8区分)</p> <p>1969 都市再開発法制定 (権利変換手法を用いた建築物と公共施設との一体的整備、健全な市街地へと再開発する事業手法の創設)</p> <p>1969 建築基準法改正(特定街区制度)</p> <p>1969 地方自治法改正(基本構想策定義務付け)</p> <p>1970 建築基準法に基づく総合設計制度の創設</p> <p>1971 都市計画法及び建築基準法改正(用途地域ごとの容積率の規定)</p> <p>1972 都市公園等整備緊急措置法制定</p> <p>1972 日本列島改造論発表</p> <p>1973 都市緑地保全法制定(緑地保全地区制度、緑化協定制度の創設)</p> <p>1974 市街地開発事業予定区域制度創設</p> <p>1974 生産緑地法制定</p> <p>1974 国土利用計画法制定</p> <p>1975 大都市地域における住宅地等の促進に関する特別措置法制定(土地区画整理促進区域制度、特定土地区画整理事業、住宅街区整備事業等の創設)</p> <p>1975 伝統的建造物群保存地区制度</p> <p>1976 緑のマスタープラン策定の推進について(建設省通達)</p> <p>1979 「長期的視点に立った都市整備の基本方向について」(都市計画中央審議会答申)</p>	<p>1980 都市計画法及び建築基準法改正(地区計画制度の創設) 都市市開発法改正(施行区域要件緩和、都市再開発方針の策定等)</p> <p>1981 建築基準法改正(新耐震基準の制定)</p> <p>1983 規制緩和による再開発促進方策</p> <p>1984 首都改造構想</p> <p>1985 新都市拠点整備事業</p> <p>1986 高度利用地区指定基準</p> <p>1987 集落地区計画</p> <p>1988 多極分散型国土形成促進法の公布・施行</p> <p>再開発地区計画</p> <p>1989 立体道路制度の創設</p>	<p>1990 都市計画法・建築基準法一部改正 (住宅地高度利用地区計画、用途別容積型地区計画創設)</p> <p>1992 都市計画法改正 (用途地域8→12種、市町村都市マス)</p> <p>1994 都市緑地保全法改正 (緑の基本計画創設)</p> <p>1995 街並み誘導型地区計画</p> <p>1995 被災市街地復興特別措置法</p> <p>1997 防災街区整備促進法 (密集法：防災街区整備地区計画)</p> <p>1997 建築基準法改正(共同住宅の共用部分の容積不参入)</p> <p>1997 高層住居誘導地区</p> <p>1998 特別用途地区の市町村裁量</p> <p>1998 中心市街地活性化法 大店立地法(まちづくり三法)</p> <p>1999 PFI法</p> <p>1998 建築基準法一部改正 (建築確認民間開放、性能規定化、連担建築物設計制度等)</p> <p>1999 住宅品確法</p> <p>1998 第5次全国総合開発計画 (5全総、21世紀国土のグランドデザイン)</p> <p>1995 地方分権推進法</p> <p>1999 地方分権一括法 (都市計画事務の自治事務化)</p> <p>1993 環境基本法</p> <p>1997 年環境影響評価法</p> <p>1999 男女共同参画社会基本法</p>	<p>2000 都市計画法改正 (線引き選択制、区域マス、準都計区域)</p> <p>2000 大店立地法公布</p> <p>2001 土地改良法改正</p> <p>2002 都市計画法改正 (都市計画提案制度等)</p> <p>2002 都市再生特別措置法 (都市再生特別地区)</p> <p>2002 工場等制限法廃止</p> <p>2004 景観法公布</p> <p>2004 都市再生特別措置法改正 (まちづくり交付金制度創設、都市計画決定権の市町村移譲)</p> <p>2004 都市緑地法</p> <p>2004 都市計画法改正 (特例容積率適用地区)</p> <p>2005 国土形成計画法</p> <p>2006 バリアフリー新法公布</p> <p>2006 都市計画法改正 (大規模集客施設立地規制)</p> <p>2006 耐震改修促進法</p> <p>2007 地域公共交通活性化再生法</p> <p>2008 歴史まちづくり法公布</p>	<p>2010 社会資本整備総合交付金</p> <p>2011 津波防災地域づくり法</p> <p>2011 地方自治法改正(基本構想策定義務付け廃止)</p> <p>2013 国土強靱化基本法 都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)</p> <p>2014 都市再生特別措置法改正 (立地適正化計画制度創設)</p> <p>2015,2018 PFI法改正 (コンセッション関連)</p> <p>2015 都市農業振興基本法 空家等対策の推進に関する特別措置法</p> <p>社会福祉法改正</p> <p>住生活基本法改正</p> <p>2017 都市公園法改正 (Park-PFI創設)</p> <p>2018 都市緑地法等一部改正 ⇒用途地域見直し(田園住居地域創設)</p>	<p>2020 都市再生特別措置法改正 (ハザードエリアの厳格対応、ウォークブル)</p> <p>2020 地域公共交通活性化再生法等の一部改正</p> <p>2021 流域治水関連法 (ハザードエリアの土地利用規制)</p> <p>2022 生産緑地制度</p> <p>国土形成計画、国土利用計画改定？</p>	

	～1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代	2020年代～	2030年～
社会動向、社会情勢、災害等	1964 東京五輪開催、東京-新大阪間 東海道新幹線開業 1969 東名高速道路全線開通 1970 大阪万博開催 1972 札幌五輪開催 1970-73 第1次オイルショック、第2次ベビーブーム <u>1973 都市計画コンサルタント協会 設立(1974 社団法人移行、2013 一般社団法人移行)</u> 1974 地域振興整備公団の発足 1975 宅地開発公団の発足	1980 静岡駅前地下街で大規模ガス爆発事故 1986 チェルノブイリ事故 1987 国鉄分割民営化 1988 首都圏サミット開催 バブル現象ピークに 1989 日米構造協議	1994 高齢社会突入 1995 阪神・淡路大震災 →住民参加、NPO、ボランティア元年 1993 地方分権の推進に関する決議 ⇒第1次地方分権改革のスタート (1999 地方分権一括法成立へ) ⇒都市計画決定主体が市町村中心へ 1992 国連環境開発会議(地球サミット、 リオサミット)→「アジェンダ21」 1997 気候変動枠組条約第3回締約国会 議(COP3)：京都議定書採択 まちづくり、都市開発等における環境 への配慮の萌芽 ⇒地球温暖化対策の加速化 ⇒大規模開発における環境影響評 価の法制化 災害に強いまちづくり、都市開発再加 速 多自然居住、男女共同参画 総量確保時代	2001 中央省庁再編 2002 住基ネットワークスタート 2004 中越地震(→防集活用へ) 2007 超高齢社会突入 2008 総人口ピーク 2008 京都議定書目標達成計画の改定 成長から成熟へ 平面的都市計画から立体都市計画へ 都市計画権限の委譲(都道府県・市町 村) 郊外部の立地規制強化 バリアフリー、ユニバーサル社会の普 及 緑地、農地等の多面的機能 生物多様性 コンクリートから人へ・・・(政局： 2009) 人口の都心回帰	2011 東日本大震災 2011 介護保険法改正 (自治体が地域包括ケアシステ ム推進の義務を担う) 2016 熊本地震 豪雨災害頻発 長寿命化 コンパクトシティ(空き家、空き土地) PRE、CRE等の活用 都市の再構築・都市の縮退 都市のスポンジ化 田園回帰 市街地内農地を活かしたまちづくり インバウンド 外国人観光客の増加 グレーからグリーンへ・・・ グリーンインフラ MICE 日本版 DMO「明日の日本を 支える観光ビジョン」 i-Construction、BIM/CIM 公共施設の再配置、集約 女性、高齢者 待機児童問題 包括ケアシステムの構築を睨んだ都 市づくりへ	2020 新型コロナウイルス 感染症パンデミック 人口減少加速 2021 東京五輪 ウォーカーブル、 MaaS、グリーン・スロー・ モビリティ スマートシティ (ウーブシティ) SDGs 脱炭素、ゼロカー ボン(水素) ジェンダーギャッ プ、ジェンダーフ リー ウェルビーイング 2025 関西万博	自動運転 テレワー ク・モビリ ティ・密度 ヴァーチ ャル 仮想空間 メタバー ス

都市計画、まちづくりのコンサル業務の動向(基礎調査等の定型業務を除く)	【都市計画法関連単独業務】 新都市拠点整備 地方都市開発整備 密集市街地 地区建設計画 再開発計画、再開発基本構想 道路・鉄道・高速道路・下水道・ 河川等のインフラ整備計画 学園都市整備	まちづくり条例 地区計画(住民との協議・合意 形成) 緑のマスタープラン	都市計画(市町村)マスタープラン 用途地域見直し 特別用途地区検討 新たな地区計画制度に関する検討業 務	線引き見直し(判断基準の検討) 区域マス、県マス・圏域マス等 都市計画関連のガイドライン・指針 等 用途地域等見直し(特別用途地区、 白地地域形態規制、調整区域条例指 定区域等) 広域土地利用計画 国土形成計画・広域地方計画 景観計画、歴史維持向上計画 長期未着手施設見直し 2002 民間提案制度創設による民間 事業者からの地区計画検討等の業 務委託	立地適正化計画 空き家対策計画 跡地利用、都市基盤整備等に伴う用 途地域の見直し 高度地区設定 田園居住地域の設定(有効性の検討 を含む)	市街化調整区域 関連土地利用計 画 (イエロー・レッ ドゾーンに関連 した防災からの 土地利用計画の 見直し等)	住民主導 のまちづ くり・地域 空間
-------------------------------------	--	---	--	---	---	---	-----------------------------

	～1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代	2020年代～	2030年～
	<p>【まちづくり・都市計画周辺(住宅地開発)業務】</p> <p>公団発注業務、住宅団地計画(ニュータウン開発) 土地区画整理事業 国土計画</p>	<p>【まちづくり・都市計画周辺(空間)業務】</p> <p>民間活力活用・規制緩和による複合都心再開発</p> <p>量から質への対応、住要求の多様 高齢化社会に対応した住宅HOPE計画</p> <p>中央から地方への独自性</p>	<p>緑の基本計画 緑化重点地区における各種緑化事業、公園整備に関する各種業務</p> <p>環境基本計画、地球温暖化対策実行計画</p> <p>環境アセスメントにかかる各種調査、検討業務(景観分野等)</p> <p>住民参加まちづくりワークショップ等の企画・運営</p> <p>商店街活性化に関する各種調査、企画検討、運営支援、タウンマネージャー派遣</p> <p>男女共同参画推進計画(関連調査等)</p>	<p>地域再生計画 中心市街地活性化基本計画 バリアフリー基本構想 耐震改修促進計画 防災都市づくり計画(地震中心)</p> <p>コミュニティレベルのまちづくり計画 農村環境計画(田園マスタープラン)、農村振興基本計画</p>	<p>津波防災推進計画 復興まちづくり 事前復興計画 公共空間の跡地活用 景観計画、ガイドライン作成 住宅マスタープラン、マンション管理計画 地域公共交通計画、交通網形成計画</p> <p>地域福祉計画 農あるまちづくり</p>	<p>国土強靱化地域計画 ウォークアブル推進計画 地域公共交通利便増進実施計画</p>	<p>つかう、シェア 、公共性、 コモンの 活用 ケアを含 め社会的 空間構造 動的レイ ヤーの動 計画</p>
	<p>【都市計画等計画包含複合業務】</p>		<p>復興まちづくり(区画整理事業、市街地再開発等の調査、計画、設計、住民参加まちづくり検討、その後のまちづくり活動支援・まちづくり協議会等支援)</p>	<p>都市再生整備計画</p>	<p>社会資本総合整備計画 PFI可能性調査 民活可能性調査 PFIアドバイザー業務 施設整備構想、計画 地域振興 まち・ひと・しごと総合戦略 エリアマネジメント 脱炭素まちづくり 循環共生型まちづくり</p>	<p>公共施設再編計画・公共施設総合管理計画(個別施設計画) 公共施設長寿命化計画</p>	

ビジョンの策定にあたってご意見をいただいた方々

(順不同・敬称略 所属等は 2023 年 3 月現在 以下同じ)

森本章倫	(公社) 日本都市計画学会会長・ 早稲田大学理工学術院社会環境工学科教授	金清典広	(一社) ランドスケープコンサルタンツ協会会長
出口敦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授	重松真理子	三菱地所株式会社都市計画企画部 ユニットリーダー・
秋田典子	千葉大学大学院園芸学研究院教授		(一社) 大手町・丸の内・有楽町地区 まちづくり協議会 都市政策・ガイ ドライン部会長
西植博	(公財) 都市計画協会業務執行理事		
藤塚仁	(公財) 都市計画協会調査研究部長		
黒木正郎	(一社) 東京建築士会副会長	菊池雅彦	国土交通省大臣官房技術審議官 (都市局担当)
斎藤博	(一社) 東京建築士会理事		
山本俊哉	(特非) 日本都市計画家協会会長 ・ 明治大学理工学部建築学科教授		

委員会が主催したイベントでご意見をいただいた方々

都市計画コンサルタント「未来会議」

〈若手～中堅「これからの仕事と働き方の未来を語ろう」〉

坂倉忠洋 (安井建築設計事務所)
神谷貴浩 (中央コンサルタンツ)
山崎慎也 (オオバ)
竹村大河 (オオバ)
松本彩花 (エックス都市研究所)

〈中堅～管理職「どうする、どうなる我々の仕事」〉

兼松正幸 (UR リンケージ)
佐藤恭子 (協和コンサルタンツ)
中山裕太 (昭和)
清水紀行 (地域計画建築研究所)
田中富朗 (エックス都市研究所)

都市計画コンサルタントの「未来を描くシンポジウム」

～これからの時代の都市計画コンサルタント

コーディネーター：

中島直人 (東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻准教授)

パネリスト：

萩野一彦 (ランドプランニング代表取締役)

河野有吾 (エックス都市研究所主席研究員)

東博暢 (日本総合研究所研究員)

半田幸子 (生活構造研究所代表取締役研究主幹)

レジェンドインタビュー

小出和郎 (都市環境研究所会長

／都市計画コンサルタント協会会長)

三輪泰司 (地域計画建築研究所名誉会長)

鳥栖那智夫 (元日本都市総合研究所代表) ※故人

協会ビジョン検討特別委員会

委員長 西尾京介 (ユニークエディショonz)

副委員長 菊地建生 (市浦ハウジング&プランニング)

湯浅敦司 (オオバ)

委員 井原友建 (八州) 岡亮介 (エイト日本技術開発) 坂井信行 (地域計画建築研究所)

實方理佐 (都市環境研究所) 杉野卓史 (安井建築設計事務所)

松本雅俊 (パシフィックコンサルタンツ) 山下陽子 (エックス都市研究所)

コアメンバー 雨宮知宏 (昭和) 池戸漢 (UR リンケージ) 石黒啓介 (日本工営都市空間)

篠崎弘晋 (八千代エンジニアリング) 高田大稀 (中央コンサルタンツ)

津守洋志 (八州) 西香菜恵 (UR リンケージ) 村井美由紀 (日建設計総合研究所)



PLANNING
CONSULTANTS
ASSOCIATION
OF JAPAN

一般社団法人 都市計画コンサルタント協会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-12-18 ハイツニュー平河 3F

TEL : 03-3261-6058 e-mail: info@toshicon.or.jp <https://www.toshicon.or.jp/>

2023 年 4 月発行